

富良野市
第4次特別支援教育
マスタープラン

令和3年～令和7年

富良野市教育委員会

目次

はじめに ～ 富良野市教育委員会 教育長 近内 栄一

1	背景	P1～2
2	富良野市第4次特別支援教育マスタープラン（令和3年度～7年度）の策定について	
	（1）策定の趣旨と目的	P3
	（2）第3次マスタープラン（平成30年度～令和2年度）の成果と課題	P4
	（3）富良野市における特別支援教育の現状と課題	P5～7
	（4）第4次マスタープラン推進の基本理念	P8
	（5）第4次マスタープランの5か年計画	P9～10
3	富良野市関係機関の連携体制（組織図）	
	（1）基本構想図	P11
	（2）富良野市特別支援連携協議会連携図	P12
4	教育的な支援の充実と支援体制の整備	P13～15
5	各発達段階に応じた具体的な支援体制	
	《乳幼児期》	
	（1）早期支援の取組	P16～17
	（2）早期療育の連携図とサービス申請の流れ	P18
	（3）障害児通所支援	P19～20
	《小中学校共通》	
	（1）特別支援教育の学習内容	P21
	（2）自立活動	P22～23
	（3）特別支援教育の教育課程	P24
	（4）教育のユニバーサルデザイン	P25
	（5）合理的配慮	P26～27
	《小学校》	
	（1）一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進	P28
	（2）小学校での支援体制	P29
	（3）通級指導教室【ことばの教室】	P30～31
	《中学校》	
	（1）一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進	P32
	（2）中学校での支援体制	P33
	（3）中学校における進路指導	P34～35
6	相談による支援	
	（1）校内支援の流れ	P36
	（2）医療との関わり	P37
	（3）子育てに関する相談支援	P38～39
	（4）発達検査等・療育手帳	P40～41
	（5）適応指導教室【まいくらす】	P42
7	資料	
	（1）個別の支援計画と個別の指導計画	P43～68

おわりに ～ マスタープラン編集委員長 桑原 啓成（富良野市立東小学校長）

はじめに



「すべては子どもたちのために、すべての子どもたちのために」

～ 一人一人の可能性を大切にする教育に向けて ～

富良野市では、平成 19 年度より「富良野市特別支援連携協議会」を組織し、子どもたちの実態に応じた適正な就学のための相談支援や巡回指導を進め、平成 20 年度からは市内小中学校に特別支援教育支援員を配置し、教育的サポートに努めるとともに、平成 22 年度の「富良野市特別支援教育マスタープラン」から「富良野市第 3 次特別支援教育マスタープラン」至るまで、障害者教育基本法改正、障害者差別解消法、障害者権利条約等の考えを基本に、富良野市における特別支援教育の方向性を示すとともに、医療・保健・福祉・幼稚園・保育所・教育の連携のもと、特別支援教育の充実に向け取り組んでまいりました。

この間の成果として、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制・学習環境の整備、各機関の連携による早期からの一貫した相談・支援体制の充実と、個別に応じた適切な相談・支援等が円滑に進められるようになりました。また、学校教育法施行令の改正により就学については、子どもの発達程度・適応の状況、本人の教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から対応することに改められたことから、関係機関の連携体制強化に向け、平成 28 年度は「富良野市特別支援連携協議会」の組織改編を行い、平成 29 年 4 月からは保育・療育・子育て支援などの業務について教育委員会が所管し、子どもたちの成長を見通し、一貫した支援体制づくりを進めてきたところです。

近年、幼稚園、小・中学校、高等学校等の通常学級において、発達障がいがあるなど特別な教育支援が必要な子どもたちの割合が増加傾向にあり、個々の特性に応じた学びの場で教育を受けるための基礎的環境づくりや合理的配慮が求められており、これまで以上に情報共有と関係者の共通認識のもとでの特別支援教育活動が求められております。

これらを踏まえ、マスタープラン編集委員会において、これまでの取組により築かれた様々な成果を継承しつつ、障がいのある子どもたちを生涯にわたり支援できるよう、個別の教育支援計画と個別の指導計画の改善や活用など、特別支援教育の充実強化をめざした「富良野市第 4 次特別支援教育マスタープラン」の編集に努めていただきました。

本マスタープランは、支援を必要とする子どもたちが安心して地域で学び、育ち、社会で生活できる基盤づくりを目指し、日々の学習活動において参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、将来において生きる力を身に付けることができるよう、すべての教育関係者が子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、保護者の方々の気持ちに寄り添った支援を実践するために必要な計画であり、さらなる取組の充実を図っていきたいと考えております。

結びに、富良野市特別支援連携協議会のご協力に感謝申し上げますとともに、学校教育における重要な指針として、各関係機関等で広く活用していただくことを期待し、ご挨拶といたします。

令和 3 年 3 月

富良野市教育委員会
教育長 近内 栄 一

1 背景



国の動向

平成 29 年 4 月	新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領公示 ○障がいのある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高の教育課程との連携を重視 ○障がいの重度・重複化、多用化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた取組
平成 30 年 2 月	「心のバリアフリー学習推進会議」提言 取りまとめ 第四次障害者基本計画 閣議決定
平成 30 年 8 月	「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規程 (学校教育法施行規則改正)
平成 31 年 1 月	文部科学省 障害者活躍推進プラン 発達障がい等のある子どもの学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プランの公表
令和元年 9 月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の設置

【課題】

- 校内支援体制の整備（インクルーシブ教育システム構築に向けた多様な学びの場の確保）
 - ・通級指導教室等の教員加配、特別支援教育支援員、医療的ケアのための看護師配置等の充実
 - ・インクルーシブ教育システム構築事業、各種事業の実施
- 教員の専門性の向上
 - ・特別支援学校教諭免許状保有率の向上（大学等での認定講習の拡充など）
 - ・全ての教員の専門性向上
- 発達障がいの可能性のある児童生徒等に対する支援
 - ・学校生活不適應、二次障がいを防ぐ観点を含めた早期からの継続支援
- 学習指導要領に対応した支援の在り方
 - ・全ての学校において発達障がいを含めた障がいのある子どもたちに対する特別支援教育を進めるための見直し
- 障がい者理解・心のバリアフリーの推進
 - ・インクルーシブ教育システムの推進、交流及び共同学習の充実
- 特別支援学校の教室不足
- 障害者差別解消法への対応
- 高等学校における特別支援教育の推進

1 背景



北海道の動向

本道においては、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が大きく増加し、小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒も増えるなど、特別支援教育に対する理解の深まりを背景に、障がいの状況に応じた専門的な教育を受けたい、受けさせたいというニーズが年々高まっています。さらに近年では、幼稚園や小・中学校、高等学校等の通常の学級において、発達障がいがあるなど特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の在籍する割合が上昇していることや、重い障がいがあり、小・中学校や特別支援学校で医療的ケアを受けながら学ぶ児童生徒も増加傾向にあるなど、障がいの重度・重複化、多様化が進む状況も見られます。

また、障がいがある方を取り巻く社会状況も大きく変化しており、「北海道障害者条例」の制定（平成 21 年）や、「障害者総合支援法」（平成 24 年）「障害者差別解消法」（平成 25 年）の成立、「障害者権利条約」の締結（平成 26 年）など、各種法令等の整備が段階的に進み、これにより、国や道、市町村の行政機関をはじめ、幼稚園や学校においても、障がい者施策を着実に推進することや、障がいのある子どもが希望する学びの場で教育を受けるための基礎的環境整備・合理的配慮の提供が求められる状況となっています。

北海道の「特別支援教育に関する基本方針」は、「北海道総合教育大綱」及び「北海道教育推進計画」の理念や施策の方向性に基づくとともに、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られて 10 年が経過したことを踏まえ、この間における本道の現状と課題を明らかにした上で、特別支援教育の推進に関する基本的な考え方や、特別支援教育の充実に関する方向性や方策を示されています。また、「共生社会の形成」、「インクルーシブ教育システム」、「一人一人の教育的ニーズ」、「切れ目のない一貫した指導や支援」、「学校と家庭、地域、関係機関等の連携」、「自立や社会参加」といった特別支援教育における重要な視点を柱に据えるとともに、全国を上回るスピードで進む人口減少や少子高齢化、さらには、広域で小規模の学校が多い本道の地域特性を十分踏まえるなど、様々な観点から内容を検討し、可能な限り具体的に方向性等が示されています。

今後、新たな「特別支援教育に関する基本方針」に掲げる方策等を着実に推進することにより、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の一層の充実を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念の下、全ての子どもたちが、障がいの有無や多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学んでいくことのできる環境を醸成し、その先の道として、誰もが生き生きと活躍できる社会が実現するよう、北海道における特別支援教育の充実を図っていくこととなります。

「令和 2 年度 北海道教育行政執行方針」（令和 2 年 2 月）

- ◆個々の教育的ニーズに応じた指導や支援、教育環境の整備・充実を図るとともに、障がいのある子どもたちの就労促進のための体制づくりや ICT に関連した多様な進路にも対応できる教育活動の推進に取り組みます。

2 富良野市第4次特別支援教育マスタープランの策定について (1) 策定の趣旨と目的

趣 旨

平成19年度に「富良野市特別支援連携協議会」を組織し、市内小・中学校において学校や子どもの実態に応じて、個別的に医療・福祉との連携や支援に取り組みながら特別支援教育の推進を図ってきました。

平成22年度には富良野市における特別支援教育の方向性を示す「富良野市特別支援教育マスタープラン（基本計画）」（平成22年度～平成24年度）、平成26年には「富良野市第2次特別支援教育マスタープラン」（平成26年度～平成29年度）、平成30年には「富良野市第3次特別支援教育マスタープラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、「教育と福祉が中心となり、障がいのあるなしに関わらずお互いを尊重し、生涯にわたって富良野で共に学び育ち、支え合う環境を創る」を基本理念として、医療・保健・福祉・幼稚園・保育所・教育による連携を図るとともに、特別支援教育を推進するため、実現項目の設定、評価・課題、改善・定着に向け取り組んできました。

富良野市第4次特別支援教育マスタープランの策定にあたっては、第3次マスタープラン（3年計画）の成果を継承しながら課題解決に取り組む方向性を示すことと合わせて、国や北海道の特別支援の教育に関わる動向や法律、並びに「富良野市総合計画」「第1次富良野市教育振興基本計画」「富良野市子ども・子育て支援事業計画」「富良野市地域福祉計画」「富良野市障がい者計画」との内容の整合性を図りながら策定しました。

なお、第4次特別支援教育マスタープランの計画期間は、令和3年度～令和7年度の5年間とします。

目 的

- ① 「すべては子どもたちのために すべての子どもたちのために」を基軸に、障がいのあるなしに関わらず、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な指導・支援を行い、自立や社会参加に向けての個々の能力を伸ばすことができる特別支援教育を一層推進します。
- ② 医療・保健・福祉・幼稚園・保育所・教育の関係部課や機関が一体となり、支援を必要とする子どもや保護者に対する一貫した相談・支援体制を充実させ、子どものライフステージに応じて、各機関と連携し相互の共通理解を図ります。
- ③ 特別支援教育の取組とその実績及び課題を明確にしていきます。
- ④ 特別支援教育の基本的な考え方と今後の特別支援教育の方向性を示します。
- ⑤ 障がいのあるなしに関わらず、安心と希望をもって共に学び、共に暮らし、共に働くことのできる共生社会の実現を目指すため、各機関の役割・機能を十分に生かしながら協力し、責任をもって支援を行う体制を構築していきます。



成 果

- 「富良野市第3次特別支援教育マスタープラン」に基づき、学校における支援体制の整備を行い、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心に、校内体制・学習環境の整備や児童生徒に関わる共通理解と保護者や関係機関との連携を図り、特別支援教育の理解を深めるために取り組んできました。また、富良野市特別支援連携協議会において、関係諸機関との連携を強化し、その役割毎に特別支援教育の充実に向け、就学時健康診断や就学に向けた教育相談等を組織的かつ効率的に推進してきました。
- 各学校で、児童生徒に応じて発達検査や指導・支援に関わる研修・交流等を行い、児童生徒理解に努めてきました。必要に応じて医療機関や特別支援学校、スクールカウンセラー等からの助言を受けながら、児童生徒に沿った支援の充実を図ってきました。
- 特別支援教育支援員の配置を充実させることにより、子どもの困り感の解消と同時に子どものよさや可能性を引き出すことによって、学習や生活に支援が必要な子どもたちのために大きな役割を果たしてきました。
- 障がいのあるなしに関わらず、学級経営・子ども理解に役立てられる研修会を複数回開催することにより、特別支援教育に関する理解や専門性の向上を図ってきました。
- 富良野市特別支援連携協議会の専門家チームの活動を進めることにより、各学校への発達検査や相談への派遣を充実し、児童生徒の困り感への早期対応を図ってきました。また、幼稚園・保育所へ専門家チームが訪問し就学に向けてのアドバイスをすることで、早期療育のつながりに結び付くなど、専門性を生かした取組を進めてきました。



課 題

- 各学校との調整が難しく、富良野市特別支援連携協議会におけるコーディネーター連絡会の活動を効果的に進めることができなかったため、コーディネーター同士の情報共有を図るためにも、次年度以降、活動を推進していく必要があります。
- 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等の連携に関し、就学後・進学後の児童生徒の様子を伝える、それぞれの指導について共通理解を図るなど、これまで以上に情報交換を行っていく必要があります。また、各関係機関との連携についてより明確にしていく必要があります。
- 上記課題を解決する手段として、要録や個別の教育支援計画・個別の指導計画に関し、富良野市で統一した記述の仕方を導入することによって、職員の負担軽減とよりスムーズな情報共有を図る必要があります。
- 特別支援教育がより身近になるよう、本マスタープランを全教職員が手許に置き、日々の実践に生かせる存在であることが必要です。

2

富良野市第4次特別支援教育マスタープランの策定について

(3) 富良野市における特別支援教育の現状と課題

令和2年7月に実施した富良野市の全教職員（管理職、事務、養護教諭、栄養教諭を除く）及び関係機関を対象にしたアンケートより見えてきた富良野市の課題。

○…第3次（平成30年～令和2年の3年間）で達成された項目

▲…課題として見えてきた項目

／…対象なし

連続性のある多様な学びの場における教育の充実

1 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実	幼稚園等	小学校	中学校	関係機関
多様な学びの場における指導を充実させるため、教育的ニーズに応じた指導の改善を進めるとともに、障がいのある児童生徒が地域の一員として豊かに生活することができるように環境を整え、社会に開かれたキャリア教育を推進する。				
(1) チームで取り組む指導体制の充実	○	○	○	○
(2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画作成と活用	○	○	○	○
(3) ユニバーサルデザインを意識した実践	○	○	○	○
(4) ICT機器を活用した指導の充実	▲	▲	▲	／
(5) 特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の改善	▲	▲	▲	／
(6) 外部の専門家を活用した指導の充実	○	○	○	○

2 すべての教職員の学びの継続による専門性の向上	幼稚園等	小学校	中学校	関係機関
チームとして校園内支援体制を充実させるために、すべての教職員の指導力向上を図るとともに、地域の中核となるエリアコーディネーターを育成する。 また、特別支援教育担当者の免許保有率の向上を図る。				
(1) すべての教職員のための授業改善研修の実施	▲	▲	▲	／
(2) 管理職に対する校園内支援体制充実研修の実施	▲	▲	▲	／
(3) 専門機関における系統的実践的研修の充実	▲	▲	▲	／
(4) 特別支援教育の免許保有率の向上に向けた取組	▲	▲	▲	／
(5) エリアコーディネーターの育成	／	／	／	▲

2

(3) 富良野市における特別支援教育の現状と課題



3 教育環境整備の推進	幼稚園等	小学校	中学校	関係機関
特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴い、地域の実情や学校園の状態に対応し環境整備を推進する。				
(1) 障がい特性に応じた環境の整備	○	○	○	○
(2) 特別支援教育支援員の配置	○	○	○	○
(3) 外部の専門家を活用した指導の充実	○	○	○	○
(4) キャリア教育を見据えた市内関係機関との連携強化	○	○	○	○



連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

1 関係機関との連携による支援の充実	幼稚園等	小学校	中学校	関係機関
特別な支援を要する幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けることができるよう、専門機関、教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を深める。				
(1) 専門機関や専門家チームの活用	○	○	○	○
(2) 学校園・教育委員会・福祉・医療との連携強化	○	○	○	○
(3) 教育相談体制の強化	○	○	○	○
(4) 医療機関との連携	○	○	○	○
(5) 進学や就職支援の強化	△	△	▲	▲
(6) 企業・施設関係者や保護者等への理解促進	△	△	△	▲
(7) 地域と連携・協働する仕組みの検討	▲	▲	▲	▲

2 特別支援教育に関する理解啓発	幼稚園等	小学校	中学校	関係機関
共生社会の実現をめざして、特別支援教育に関する理解啓発を推進する。				
(1) 特別支援教育の理解を促す地域・保護者を対象にした研修会の実施	○	○	○	○
(2) インクルーシブル教育システムの推進における理解と促進	○	○	○	○
(3) 特別な支援を要する幼児児童生徒の活躍の場の保障	○	○	○	○

2 富良野市第4次特別支援教育マスタープランの策定について

(3) 富良野市における特別支援教育の現状と課題



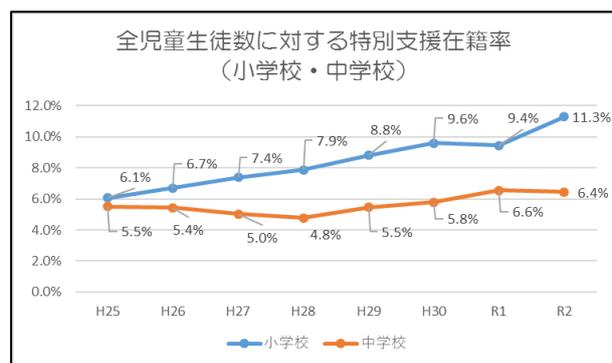
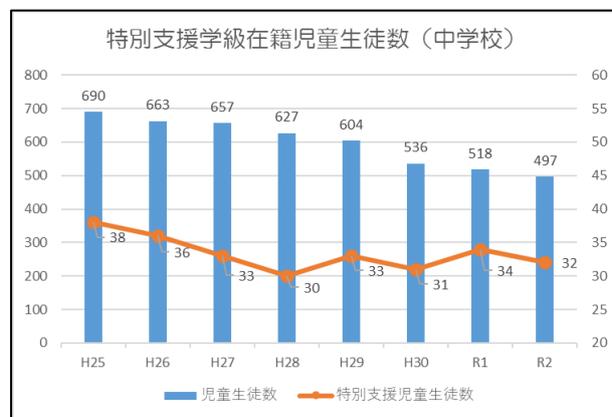
富良野市の特別支援学級等の現状

児童生徒数は減少傾向にあるにもかかわらず、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、年々増加の傾向にあるとともに、障がいの重度・重複化、多様化が顕著になってきています。このため、障がいの重度・重複化、多様化に応じた教育内容・方法の充実や、様々な障がいに対応した教育環境の整備が課題となっています。

通常の学級に在籍しながら、通級指導教室で特別な指導を受ける児童は34名（令和2年度）であり、平成30年度から同水準で推移しています。しかし、通級指導教室は、すべての小・中学校には設置されておらず、拠点となっている扇山小学校に、「ことばの教室」として小学生を対象として設置されているため、LD等の発達障がいや中学生に対する通級指導教室がないことが課題となっています。また、児童が在籍する学校から扇山小学校に通級しなければならないことが、通級開始の妨げとなる場合も見受けられます。

特別支援学級の現状では、情緒障がい学級に在籍者が増加しており、令和2年度の在籍者は77名となり、平成30年度に比べ11%の増加となっています。在籍者の増加に伴って、情緒障がい学級の学級数も増加を続けています。

特別支援学級を設置している学校においては、情緒障がいの児童生徒の増加に伴って複数の学級編制を行っている学校もあり、学校の総学級数に占める特別支援学級の割合が40%を超える学校もある。各校の特別支援学級では、学級に在籍する児童生徒の指導が中心で、設置校全体にその利点を生かすような取組が不十分な場合もあります。そのため、特別支援学級と通常の学級の連携が十分とはいえず、同じ学校に在籍する児童生徒同士でありながら交流が不足しがちという課題が見られます。今後は、特別支援教育の一層の充実のために、学校全体としての特別支援教育に対する理解の促進や校内体制の整備など、連携・協力の推進が課題です。





基本理念

教育と福祉が中心となり、障がいのあるなしに関わらずお互いを尊重し、生涯にわたって富良野で共に学び育ち、支え合う環境をつくります。

すべての幼児児童生徒が、障がいのあるなしに関わらず、お互いに個性を尊重し合いながら、夢と希望をもって心豊かに、たくましく育ち合う教育を推進するために、一人一人のニーズに応じた専門的な指導・支援を行い、自立や社会参加に向けて個々の能力を伸ばすことができるよう教育環境を整備することを富良野市の特別支援教育の基本理念とします。

スローガン

「すべては子どもたちのために
すべての子どもたちのために」

基本方針

- ① 「富良野市総合計画」を上位計画と位置付け、「第1次富良野市教育振興基本計画」「富良野市子ども・子育て支援事業計画」「富良野市地域福祉計画」「富良野市障がい者計画」との整合性を図った「富良野市第4次特別支援教育マスタープラン」を策定し、特別支援教育を推進します。
- ② 特別な支援を必要とする幼児児童生徒や保護者が、安心して地域で学び、育ち、働き、生活できるような社会を実現できる基盤作りを目指します。

基本目標

- ① 富良野市における特別支援教育の基本理念の共有
 - ・第4次マスタープランの方向性の確認と具体的実践へのアプローチ
- ② 多様な教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
 - ・児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化と特別支援教育に係る専門性の向上
- ③ 生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制
 - ・学校と地域の関係機関との連携の促進とライフステージ間の切れ目ない支援の強化
- ④ 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学び生活できる環境整備
 - ・発達障がいに対する支援の充実と合理的配慮の提供
- ⑤ 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進
 - ・学びのフォローアップの促進と関係機関の協働による支援体制の強化



5か年計画の策定指針

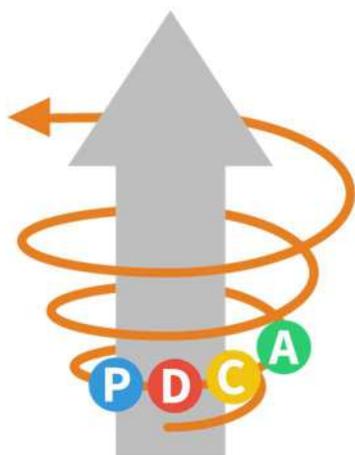
富良野市教育委員会は、北海道の「特別支援教育に関する基本方針」に基づいて、個に応じた指導・支援の充実や、特別支援学級の適正配置、教育課程の研究・開発など、様々な取組を進めてきました。現在、市内の特別支援学級には144人（令和2年5月1日現在）の児童生徒が在籍しています。障がいのある児童生徒の全ての学びの場において、個々の障がいの種類と程度等に応じて特別支援教育を推進することが、将来の共生社会の実現へとつながっていきます。

これまで富良野市においては、特別支援学級の教育内容・方法の充実、特別支援教育コーディネーターの機能強化などの取組を進めてきました。今後は、特別支援学級の教員の専門性の向上や発達障がいのある児童生徒に対する継続性のある指導・支援の充実などの取組を更に進めていくこととなります。また、ICT技術の進歩が、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服する上で、可能性を大きく広げたことを踏まえて、今後も開発が進むであろうICT機器を活用した教育活動の充実を図っていくことも求められます。

また、障がいのある児童生徒が、将来参画していく社会は、時代によって様々に変化していきます。これからの特別支援教育においては、こうした社会状況の変化に的確に対応できる力を育てていくことが不可欠です。今後、共生社会を実現していくためには、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を目指したキャリア教育を進めることが重要です。

これからの特別支援教育は、特別支援学級在籍者の増加、障がいの重度・重複化、特別支援教育に対するニーズの多用化に対応していかなければなりません。今後は、センター的機能を有し、障がいのある幼児児童生徒の教育において中核的な役割を果たす部署を新設するなど、行政がリーダーシップを発揮し取組を進めることが求められます。

以上のことから、新たに策定した第4次マスタープランにおいては、第3次マスタープランの成果と課題を踏まえ、5年間という長期間の計画であることから、年度ごとの重点項目を設定しそれに対する評価を行い、次年度につなげていくことにしています。



2 富良野市第4次特別支援教育マスタープランの策定について

(5) 第4次マスタープランの5か年計画



5か年計画の重点項目

ハードル低



	重点項目	R3	R4	R5	R6	R7
1	特別支援連携協議会の取組充実					
	インクルーシブ教育システムの推進					
	近年の特別支援教育に関する動向把握と共通理解					
	特別支援教育に関する教育課程の充実					
	特別支援学校学習指導要領の特徴についての理解					
	自立活動の内容充実（6区分27項目）					
	学習指導要領等における特別支援教育の充実 交流及び共同学習の推進					
2	特別支援教育に係る環境整備					
	指導教室の確保等の基礎的環境整備					
	特別支援教育支援員の継続した配置					
	教職員の資質能力の向上					
	特別支援学校教諭免許の取得推進 全体研修会及び校内研修の充実					
3	通級による指導の充実					
	通常学級と通級指導教室との連携					
	通級指導教室の役割の明確化					
	切れ目のない支援体制整備					
	個別の教育支援計画を活用した幼保・小・中・高間の連携強化					
	各種会議を活用した関係機関との情報共有の強化 「すくらむふらの」を活用した家庭との連携強化 保護者支援を視野に入れた地域連携マネージャーの配置検討					
4	発達障がいへの対応					
	発達障がいの早期支援とケアの充実					
	発達障がいの可能性から教育的ニーズにつなげるための方策					
	合理的配慮の提供					
	障がいを理由とする差別の解消に向けた取組充実 各学校における合理的配慮の提供					
5	特別支援教育におけるICTの活用					
	個別の教育支援計画と個別の指導計画作成のアシスト					
	特別支援教育に係るポータルサイトの開設					
	特別支援教育におけるセンター的機能の確保					
	持続可能な支援構築をするためのセンター的機能の検討 就業支援及び障がい者の生涯学習の推進					

ハードル高

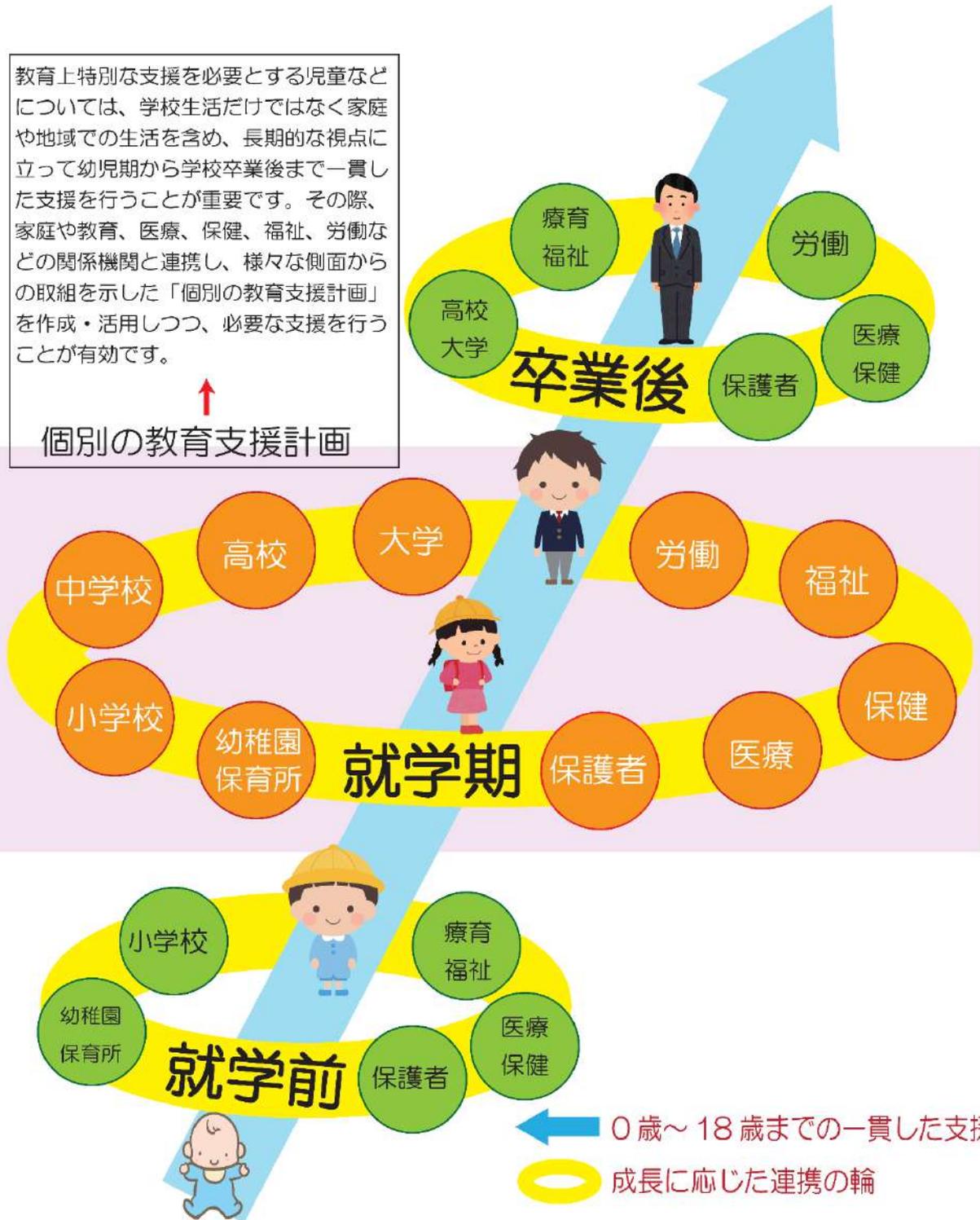
※マスタープランに基づき、5年間で富良野市の特別支援教育の充実を図っていくが、特別支援教育の充実には、上記全ての項目が重要である。そのため、上記の表はあくまで単年ごとに何を重点化するか示してある。
※単年度の重点項目の決定や評価の実施については、各年度の特別支援連携協議会で協議していく。

3 富良野市関係機関の連携体制（組織図） （1）基本構想図

個別の支援計画《障がいのある子どもを生涯にわたって支援》

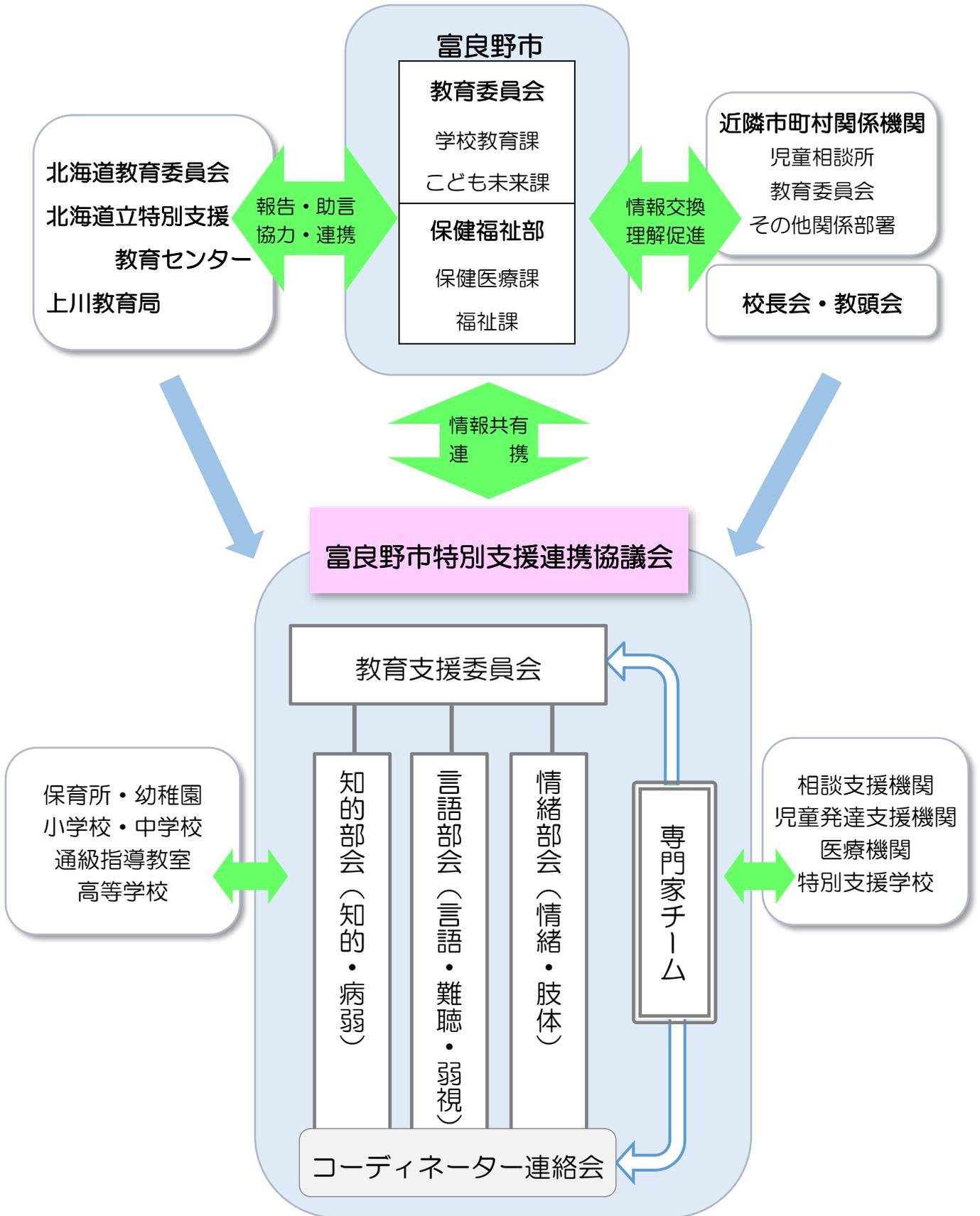
教育上特別な支援を必要とする児童などについては、学校生活だけではなく家庭や地域での生活を含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うことが重要です。その際、家庭や教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した「個別の教育支援計画」を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

↑
個別の教育支援計画



引用 「特別支援教育に関する基本方針（改訂版）」
（北海道教育委員会 平成 30 年）より一部編集し掲載

富良野市関係機関の連携体制（組織図）
3 (2) 富良野市特別支援連携協議会連携図



4 教育的支援の充実と支援体制の整備①

取 組

富良野市特別支援連携協議会は、特別支援教育推進の基本理念および本マスタープランに則り、すべての幼児児童生徒を対象に、個別最適な支援体制を整える役割を担います。

すべての子どもに・必要なとき・必要な支援をしていくために、幼児教育から義務教育に至る長期的なスパンを俯瞰し、幼児児童生徒と保護者、さらに関係機関への切れ目ない教育的支援を行います。そのために、幼稚園・保育所、小・中学校、医療・保健・福祉機関の職員代表をもって富良野市特別支援連携協議会を組織し、相互連携と情報共有を通じた共通理解のもと、充実した支援体制の確立を図ります。

相談・支援体制(専門家チーム、教育支援委員会の設置)

富良野市特別支援連携協議会に「専門家チーム」と「教育支援委員会」を設置し、相談や支援に携わります。

「専門家チーム」は、小・中学校から校長代表・教頭代表ならびにコーディネーター代表(代表、副代表)、連携協議会各分会(知的、言語、情緒)代表、医療機関(富良野協会病院療法士)、児童発達支援機関、特別支援教育アドバイザーで構成されます。幼稚園・保育所への定期的な訪問、各学校のニーズに応じた訪問指導、また各種相談や発達検査を行います。

「教育支援委員会」は、連携協議会委員長、小・中学校の校長代表と教頭代表、幼稚園保育所代表、連携協議会各分会(知的、言語、情緒)代表、医療機関(富良野協会病院療法士)、児童発達支援機関で構成されます。各分会で交流された内容をもとに、在籍変更や通級指導教室入級等、具体的な就学支援策について教育長に答申し、学びの個別最適化を進めます。

特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、支援を必要とする児童生徒の実態の共有を図り、校内の支援体制を整えるとともに、保護者や関係機関等との連携や連絡調整の窓口として役割を担います。

そのため、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援について校内委員会運営の中心的な役割を担い、共通理解のもとで校内外の支援体制を効果的に活用できるよう図ります。

さらに中学校卒業後の進路選択について、進路相談に関わる連絡調整や進学先等との引き継ぎが適切に行われ、卒業後も必要な支援が受けられるよう進めます。

また、自らも進んで研修を深め、特別支援教育に関わる情報交流と専門性の向上に努めます。

特別支援教育アドバイザーの役割(教育委員会内に在籍)

各関係機関との連携や保護者との教育相談の調整・実施、また学校との連携と相談支援など、市内の支援ネットワークを整える役割を担います。また、特別支援教育の視点から、幼児児童生徒の特性について理解を深め、専門的知識の向上を図るための研修会、さらには保護者や関係機関職員、通常学級担任も含む学校関係者、地域住民が共に参加し、教育的・社会的支援のあり方についての見識を深め合う講演会等の企画・運営に携わります。

4 教育的支援の充実と支援体制の整備②



幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校の連携

教育委員会では就学前（年長児）だけではなく、早期からの就学相談を実施しています。早期から就学相談を行うことで、保護者の不安軽減や保護者と小学校との相談体制の構築など、安心して就学できる体制を構築しています。

就学时健康診断の前に小学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園・保育所に訪問し、就学前の児童の様子を見学することで、早期から支援できる体制づくりを行います。幼稚園・保育所や児童発達支援機関との連携を図り、小学校への適切な引き継ぎがなされるよう図るとともに、「個別の支援計画」を効果的に活用し、指導・支援の充実に繋がります。

また、中学校への進学や卒業後においても、それぞれの個性や希望を生かすことのできる進路選択がなされるよう、中学校生活や学習に関わる情報提供を行います。学校間で引き継がれた「個別の教育支援計画」を活用し、保護者や関係機関との連携を図ります。

特別支援教育支援員とは？

特別支援教育支援員（以下、支援員）は、児童生徒に対し学習・生活の両面から教育的支援（介助も含む）を行います。具体的には、以下のことがあげられます。

- 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助
- 発達障がい（疑いも含む）のある児童生徒に対する学習支援
- 学習活動、教室間移動等における介助
- 健康・安全確保関係
- 学校行事における介助
- 周囲の児童生徒の理解の促進

また、支援員は授業そのものはできませんが、授業における教示や指示の補完・補充、また学級環境の整備等の援助など、校内業務の一部を補助する役割も担っています。

経過観察・学校観察の児童生徒

経過観察の児童生徒については、通常学級での学習を基本とし、子どもに困り感がないかを注意深く見極めながら、必要に応じ担任や支援員が声かけなどの配慮をします。また、保護者の了承を得た上で定期的に教育相談を実施します。対象となる児童生徒は以下の通りです。

- 学校が「積極的に家庭と連携をとる必要がある」と考える児童生徒
 - ・就学时健診二次検査・就学相談を受けたが特別支援学級や通級に繋がらなかった児童
 - ・就学後、学校生活等の中で支援や配慮が必要な場面が頻繁に見られる児童生徒
 - ・特別支援学級から通常学級へ在籍変更した児童生徒及び通級を退級した児童
- 保護者より定期的な相談の希望を受けた児童生徒

教育相談において、児童生徒の可能性を伸ばす教育環境や教育内容・方法について、指導・助言を行います。保護者に教育内容等の情報を可能な限り提供し、保護者が自ら整理・統合して適切に判断できるように援助します。

学校観察対象児童は、経過観察の対象児童生徒ではないが、生活面・学習面において何らかの配慮が必要な児童生徒に対して、校内で情報共有・共通理解を図ります。（対象児童生徒は保護者の同意はなく、学校での判断で決定します）

4 教育的支援の充実と支援体制の整備③

すくらむふらの

「すくらむふらの」は子どもの成長を記録することで、保護者と保健、医療、福祉、教育などの関係機関が『スクラム』を組んで、子どものよさや課題について共通理解を図り、育ちと学びを応援（支援）していくためのファイルです。（すくらむふらの＝様式1～11すべてを指します）

このファイルは、保護者や家族、関係機関が子どもの成長を記録し、育ちや学びの大切な手がかりを込めていくことで、多くの場面で有効に活用されていきます。

【ファイルの種類】

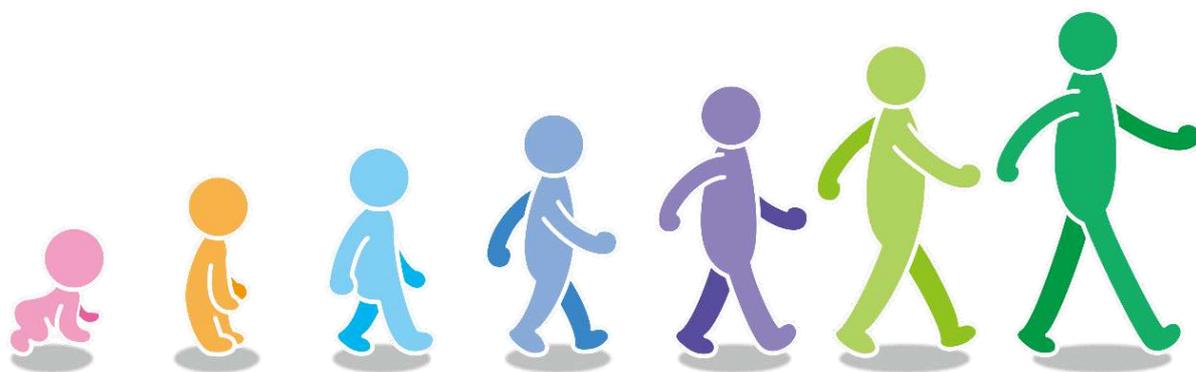
様式1	フェイスシート	様式8-1	個別の支援計画
様式2	保健・医療・相談・支援などの記録	様式8-2	個別の教育支援計画（新規）
様式3-1	教育の記録	様式9	同意書
様式3-2	習い事や塾、地域のサークルなどの記録	様式10-1	医療に関する情報
様式4	妊娠・出産・発育の様子	様式10-2	児童相談所や特別支援教育センター等の相談歴
様式5-1	発育・発達の様子	様式10-3	手帳等に関する情報・権利擁護に関する情報
様式5-2	発育・発達の様子	様式11-1	学校・園での特別支援の記録
様式6-1	子ども理解シート（就学前）	様式11-2	発達支援や福祉サービスの記録
様式6-2	子ども理解シート（小学校）		
様式6-3	本人理解シート（中学校）		
様式7-1	サポートマップ		
様式7-2	サポート一覧		

【活用方法】

「すくらむふらの」の作成者	「すくらむふらの」は <u>保護者が所有し、保護者自らが書き込み</u> 作成します。 「子ども理解シート」などは、面談時に学校と一緒に作成します。 《 学校で作成するもの 》 ※ 個別の教育支援計画は保護者や関係機関とともに学校が作成し、保護者に渡します。（個別の教育支援計画の写しを学校でも保管し活用する）
活用方法	学校と保護者の面談の際に「すくらむふらの」を持ってきてもらい、相談時の資料として活用し、必要書類は「すくらむふらの」に綴っていきます。 ※面談の資料として様式6「子ども理解シート」を有効活用する。
配布対象	就学前 ⇒ 療育（通園センター・すくすく）利用者 就学後 ⇒ 特別支援学級在籍の児童生徒・通級指導教室在籍の児童 その他 ⇒ 上記以外で必要とする（希望する）児童生徒
配布時期	①就学前に療育を利用 ⇒ 療育利用開始時に配布（こども未来課） ②就学時に特別支援・通級を希望 ⇒ 就学相談時に配布（学校教育課） ③就学中に特別支援・通級に変更 ⇒ 学校から配布（学校教育課が準備）

5

各発達段階に応じた 具体的な支援体制



5 (1) 早期支援の取組



乳幼児期の子育て

子育て支援センター

子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場所です。養育環境等が心配な家庭については、こども未来課と連携し、継続的に支援しています。「富良野市子育てガイドブック」を発行し、子育てに関する情報を発信しています。詳しくまとめており、教育関係者・専門機関担当者にも一読していただきたい内容です。

富良野市のHPにPDFデータでも掲載されています。

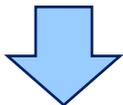


問い合わせ先：子育て支援センター (TEL.39-2335)

乳幼児健康診査

誕生後、すべてのお子さんが必ず受ける健診です。

4か月児健診



～4か月児健康診査及び股関節脱臼検診～

身体計測、栄養相談、問診及び育児相談、発達相談、小児科・整形外科診察

7か月児相談



～7か月児相談～

身体計測、離乳食の試食及び栄養相談、問診及び育児相談、作業療法士の発達相談、ブックスタートパックプレゼント

1歳6か月児健診



～1歳6か月児健康診査～

身体計測、栄養相談、問診及び育児相談、歯科検診、作業療法士の発達相談、小児科医師診察

3歳児健診

～3歳児健康診査～

身体計測、尿検査、栄養相談、問診及び育児相談、歯科検診、言語聴覚士のことばの相談、小児科医師診察

問い合わせ先：保健医療課 (TEL.39-2200)

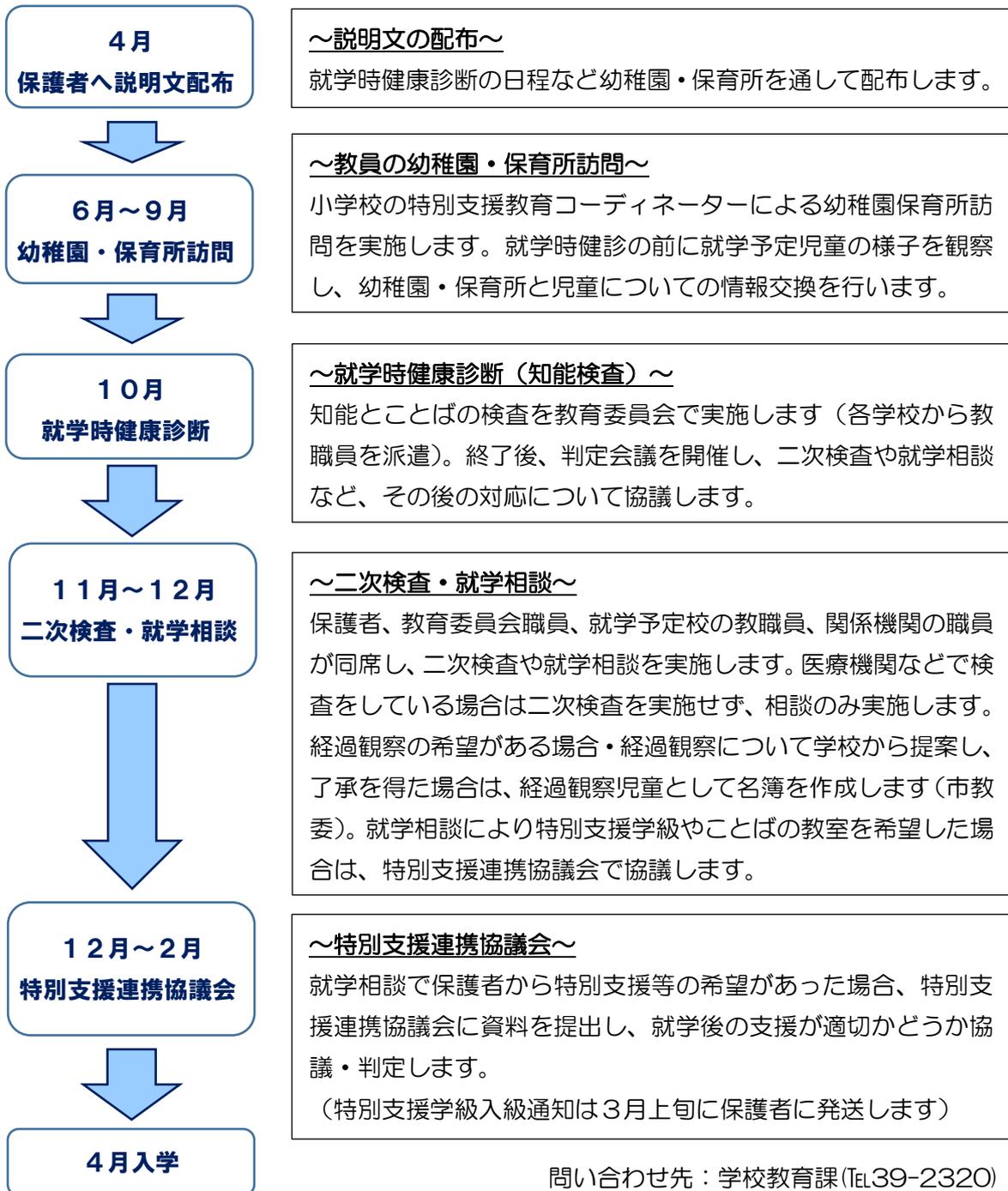
5 (1) 早期支援の取組

小学校就学に向けた取組

児童の実態に応じて、就学時健康診断を待たずに就学相談の希望があれば、保護者や療育担当者から随時就学相談を受け付けしています。就学相談は、保護者、就学予定校の教職員、療育担当者、教育委員会で行います。

(医師等から「特別支援学級で支援を受けることが望ましい」等の助言を受けている場合など)

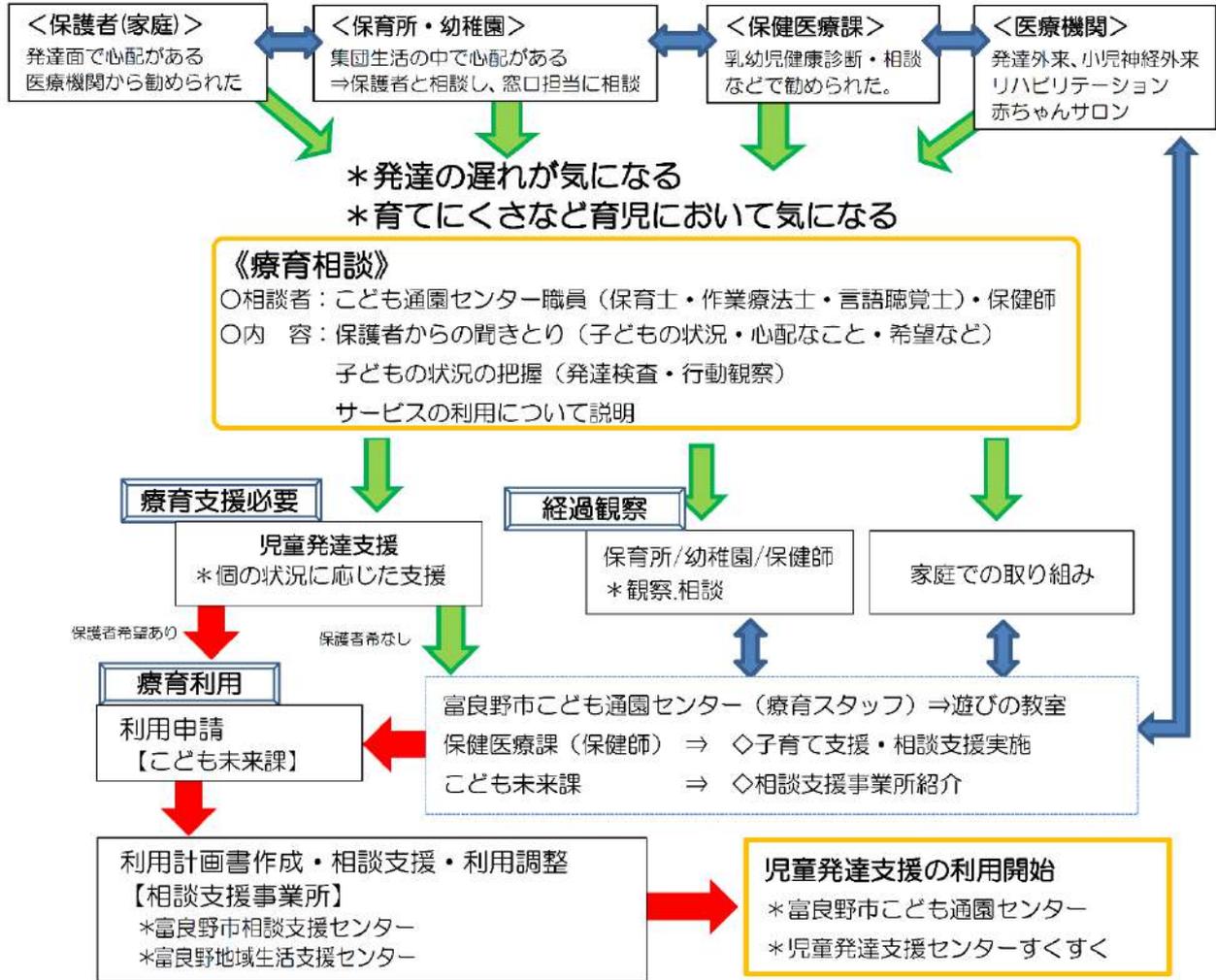
就学前（年長児）の一年間の流れ



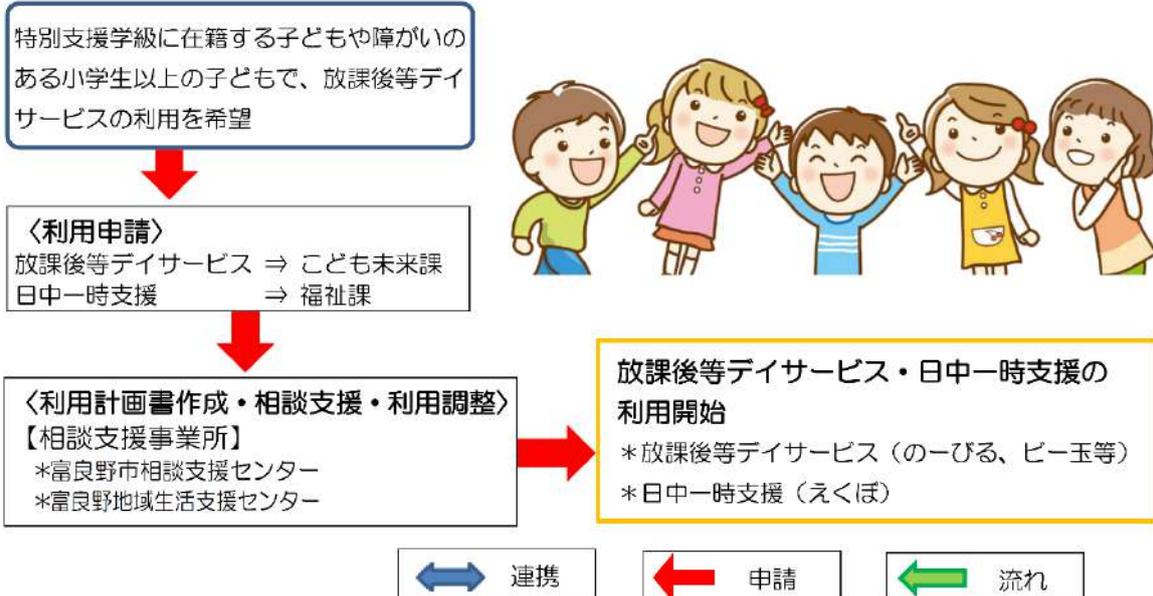
5 (2) 早期療育の連携図とサービス申請の流れ



【児童発達支援】



【放課後等デイサービス】



5 (3) 障害児通所支援



障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

利用する子どもの年齢に応じて、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」などのサービスに分かれます。このほか、サービスの利用に関する計画を相談・作成する「障害児相談支援」があります。

【利用者負担額】

サービス費用の1割が利用者負担額となり、残りの9割は公費負担（国・道・市）となります。

(児童発達支援)

- Ⅰ0～2歳 ⇒ 住民税非課税世帯 0円
⇒ 上記以外 利用回数×250円
(本来は1割負担だが、富良野市の独自減免を適用している)
- Ⅰ3～5歳 ⇒ 無償 0円

(放課後等デイサービス)

サービス費用の1割または負担上限月額のうち低い方が負担額となる。

- Ⅰ負担上限月額 ⇒ 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円
市民税所得割額が28万円未満世帯 4,600円
上記以外の世帯 37,200円

就学前の児童が対象となるもの


児童発達支援

施設名	富良野市こども通園センター 「なかよし教室」	児童発達支援センター 「すくすく」
対象	就学前の児童	
窓口	富良野市教育委員会 こども未来課（図書館3階） Tel39-2223	
内容	児童：療育指導（個別・集団） 構音指導（ことば）	児童：療育指導（希望者は送迎あり） 食事訓練（午前利用者のみ）
	保護者：相談支援 親子の関わりを通じた指導 療育時は、保護者の同席が必要です。	保護者：相談支援 保護者の同席は必須ではありません。
相談員	相談支援専門員が関わって、連携を図る。	

いずれも、年長児の3月まで利用していた場合、引継ぎを実施します。

相談支援専門員が中心となって日程を調整し、保護者、担当者、関係者、小学校が同席して、児童のこれまでの育ちや課題、小学校での配慮事項などを確認します。

5 (3) 障害児通所支援

小学校入学後の児童生徒が対象となるもの

下記のいずれも、特別支援学級等に在籍している児童生徒や、障がいのある子（障害者手帳を有している子など）で小学1年生から18歳までの子が対象となります。

放課後等デイサービス

目的：自立支援と日常生活充実のための活動や創作活動、地域交流機会の提供
保護者の一時的な休息のための、子が安全で安心して過ごせる場の提供

サービス担当者会議

サービス担当者会議は放課後等デイサービスを利用している児童生徒に対し、課題や取組内容の共有・評価等を行うため、児童生徒に関わっているメンバー【相談員、放課後等デイサービス担当者、学校、支給決定担当者（こども未来課）】で年2回会議を実施します。
「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を持ち寄り、情報を共有します。

施設名	放課後等デイサービス 「のーびる」	放課後等デイサービス 「ビー玉」
窓	□ 富良野市教育委員会こども未来課（図書館3階） Tel39-2223	
利用者負担	国が定めた報酬金額の1割負担 ※市町村で定められた上限額の範囲内	

日中一時支援

目的：保護者の就労や一時的な休息のための、子が安全で安心して過ごせる場の提供
※家族の就労状況により、放課後等デイサービスとの併用が可能。

施設名	日中一時支援 タイムケアセンター 「えくぼ」
窓	□ 富良野市保健福祉部福祉課（保健センター2階） Tel39-2211
利用者負担	無料（おやつ代等実費負担あり）

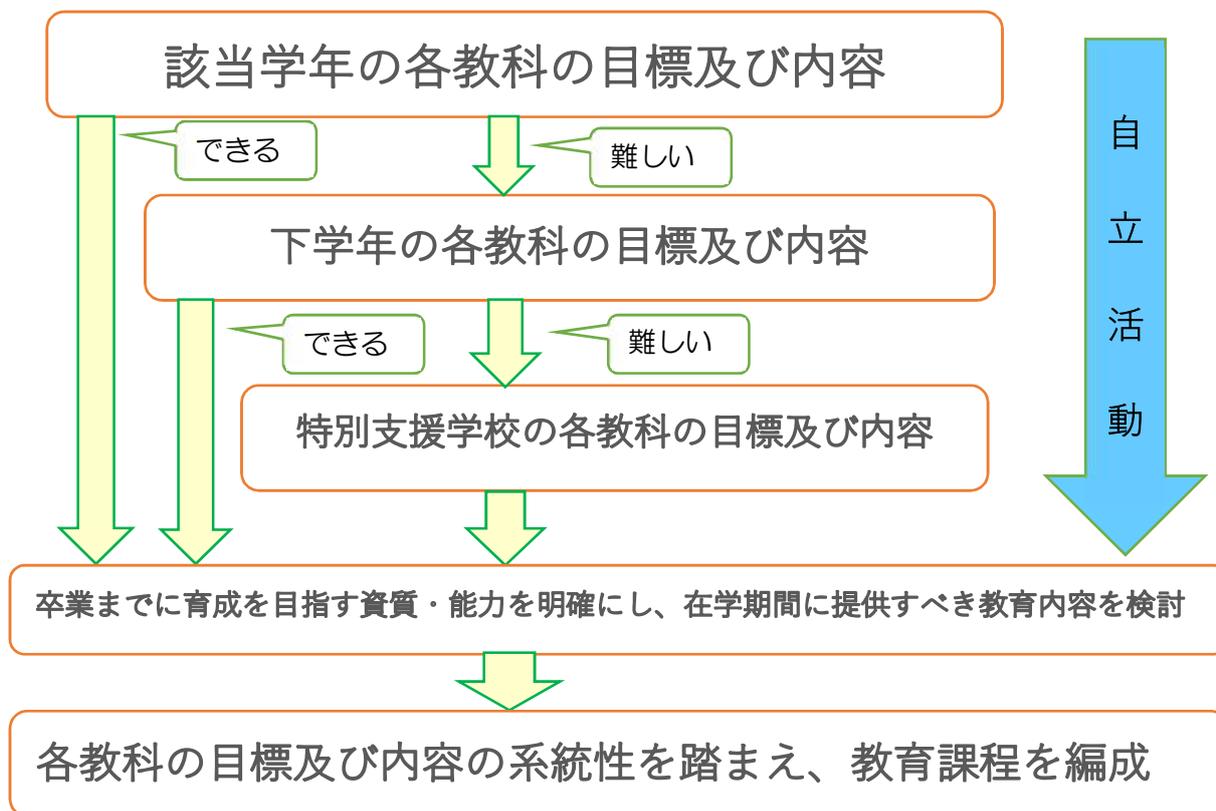
5 (1) 特別支援教育の学習内容

学習内容について

小学校学習指導要領 第1章総則 および 中学校学習指導要領 第1章総則 において、以下のよう
に提言されています。

第4の2 (1) 障害のある児童/生徒などへの指導 イ

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部
学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童/生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の
目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童/生徒に対する教育を行う特別支
援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。



5 (2) 自立活動

自立活動の目標

特別支援学級で取り入れることとなっている自立活動は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことをねらいとしています。

自立活動の内容

自立活動の内容は、①健康の保持、②心理的な安定、③人間関係の形成、④環境の把握、⑤身体の動き、⑥コミュニケーションの6区分があり、27の項目が示されています。

区分	項目	内容例
健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5)健康状態の維持・改善に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> 生活のリズムの習得(体温の調節、覚醒と睡眠等) 生活習慣の形成(食事、排泄など) 健康な生活環境の形成(衣服の調整、室温の調整、換気、清潔の保持等) 病気の理解と自己管理(病気の予防、服薬の管理等) 障害の理解、自己の行動や感情の調整 健康の自己管理(適度な運動、体調のコントロール等)
心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> 情緒のコントロール 変化する状況への理解と対応 障害の理解、障害を改善・克服しようとする意欲の向上
人間関係の形成	(1)他者とのかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> 他者との気持ちの共有と信頼関係の形成 他者の意図や感情の理解と場に応じた行動 自分の得意不得意の理解 集団活動への参加 手順やきまりの理解
環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> 保有する感覚(視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚など)の活用 感覚の過敏さや認知の偏りの理解 他の感覚や機器での代行 周囲の状況の把握 音や視覚など体験的な活動での概念の形成
身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> 姿勢保持(臥位、座位、立位等)、運動と動作(上肢・下肢等) 補助用具等の補助手段の活用 基本的動作の習得(食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴等の身辺処理)(書字、描画等の学習のための動作) 自力での身体移動や歩行(歩行器、車いす等) 手指の巧緻性や持続性、作業を円滑に遂行する能力の向上
コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの基礎的能力の習得(表情、身振り、機器の活用等) 相手の意図を受け止め、自分の考えを伝える 体験等から言語の概念の形成を図る コミュニケーション手段(話し言葉、各種文字・記号、機器等)の選択と活用 場や状況に応じたコミュニケーションの展開

5 (2) 自立活動



自立活動の実際

自立活動の指導とは？

- (1) 自立活動の時間を設けた指導
- (2) 各教科等の指導に含まれる自立活動の指導

個々の児童生徒の障がいの状態や発達段階に応じて実態を的確に把握し、目標を立てます。

自立活動の内容は 6 区分、27 項目の中から必要とする項目を選定し、相互に関連付け、具体的に指導内容を設定します。

具体的な指導内容はいくつかの必要とする項目を含むことになります。例えば「スケジュール表を見て見通しをもち、落ち着いて行動できる」という目標を設定した場合、文字や絵カード等で示したスケジュールが何を意味しているのかが分かるか等の概念の形成に関する「環境の把握」の内容や、状況の理解や変化への対応、情緒の安定に関する「心理的な安定」の内容、集団活動に参加できるかどうかに関する「人間関係の形成」の内容等が含まれることになります。

※自立活動指導目標の例

スケジュール表を見て見通しをもち
落ち着いて行動できる

① 健康の保持	② 心理的な安定	③ 人間関係の形成	④ 環境の把握	⑤ 身体の動き	⑥ コミュニケーション
	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。	(4)集団への参加の基礎に関すること。	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。		

指導に当たっては、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、児童生徒一人一人の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために**必要な項目を選定**して取り扱います。そのため、児童生徒一人一人に自立活動の**個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導**を展開する必要があります。自立活動の指導は、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じて指導が行えるよう、各教科等のように授業時数が定められていません。また、自立活動を週時程に位置付ける場合には、各教科等の授業時数の一部を充てる必要があります。

5 (3) 特別支援教育の教育課程

特別支援学級の教育課程について

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学級は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして特別の教育課程を編成できるようになっています。



児童生徒の実態に応じた教育課程の編成

特別支援学級では、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障がいのある児童生徒が学んでいますが、「それぞれの児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているか」という視点をもって教育課程を編成する必要があります。

◆ 知的障がいのない児童生徒の教育課程

知的障がいのない児童生徒には、当該学年の各教科の目標及び内容を取り扱うこととなりますが、個々の児童生徒によって学習活動を行う場合に生じる困り感が異なることに留意する必要があります。学習指導要領解説の各教科等編には、新たに、個々の児童生徒の困り感に応じた指導内容や指導方法の工夫が示されています。

◆ 知的障がいのある児童生徒の教育課程

知的障がいのある児童生徒は、学習上の特性等から、実際の生活場面に即しながら繰り返して学習することが効果的と言われています。そのため、特に必要があるときは「各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」こと（各教科等を合わせた指導）が学校教育法施行規則に規定されており、従前から、日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、作業学習などとして実践されています。

5 (4) 教育のユニバーサルデザイン

教育のユニバーサルデザイン

教育のユニバーサルデザインは、発達障がい等を含む教育的ニーズを有する児童生徒にとって「ないと困る支援」であり、その他の児童生徒にとっては「あると便利で・役に立つ支援」です。授業においては余計な混乱やつまずきを減らし、学習効果をより高めることにつながります。

参考文献：佐藤慎二 2014 『実践 通常学級ユニバーサルデザイン I 学級づくりのポイントと問題行動への対応』 東洋館出版社

教育のユニバーサルデザイン3つの構成要素

授業のユニバーサルデザイン

授業のユニバーサルデザインとは、通常の学級にいる全員の児童生徒が楽しく学び合い『わかる・できる』ことを目指して、授業づくりを進めることです。

授業のユニバーサルデザイン化における学びの階層を「参加」「理解」「習得」「活用」の4段階に分類し、「授業でのバリアを生じさせる発達障がいのある子の特徴」と「授業でのバリアを除く工夫」を整理しています。

教室環境のユニバーサルデザイン

教室環境のユニバーサルデザインとは、児童生徒が落ち着いて過ごし、学習活動に集中できる環境づくりを進めることです。

児童生徒が落ち着いて過ごし、学習活動に集中できるようにするためには、不要な掲示物を外すなどして子どもの学びを妨げる要因を減らしたり、「暗黙のルール」や見通しを可視化したりすることが大切です。

人的環境のユニバーサルデザイン

人的環境のユニバーサルデザインとは、児童生徒の心にアプローチしてクラスの雰囲気をやわらかくし、児童生徒が学び合うための環境や関係づくりをしていくことです。

クラスの雰囲気がやわらかく、児童生徒同士が支え合うことのできる環境や関係は、教育的ニーズを抱える児童生徒にとって最大の支援となります。

引用：小貫悟、桂聖著 2014 『授業のユニバーサルデザイン入門 どの子も楽しく「わかる・できる」授業の作り方』 東洋館出版社

5 (5) 合理的配慮



【合理的配慮とは？】

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年）



合理的配慮の提供プロセス

① 本人・保護者からの申し出や担任などの気づきから
<ul style="list-style-type: none"> ○合理的配慮を行うには、本人・保護者からの申し出が必要です。申し出が出てきた場合はそれを実現する義務があります。 ○相談などの申し出や意思表示がない場合でも、学校での行動観察などから、本人の困り感が明らかな場合は、適切な配慮を提案するために、建設的な対話で働きかけて行く必要があります。本人や保護者が賛同し、申し出があれば合理的配慮の対象になります。
② 校内委員会での検討
<ul style="list-style-type: none"> ○本人・保護者からの相談などの申し出を受け、組織的かつ迅速に対応します。 ○実態把握やそれに基づく指導・支援の内容等については、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家の意見を活用することが有効です。必要に応じて設置者(教育委員会)との協議も行います。
③ 本人・保護者と学校との合意形成
<ul style="list-style-type: none"> ○1週間～1ヶ月間の学校行事や学習内容等において、優先すべき合理的配慮について検討します。 ○児童生徒等が能力等を最大限度まで発達させ、十分な教育を受けられるようにするという目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要です。 ○具体的な場面や状況に応じて、代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて決定します。 ○合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることを、本人・保護者との間で、共通理解を図っておきます。 ○合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画等に明記し、関係する教職員、支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ情報を共有します。
④ 合理的配慮の提供
<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員の共通理解のもと、組織的に対応します。 ○提供するにあたり、本人及び周囲の児童生徒等の変化を観察し、記録しておきます。
⑤ 本人・保護者との振り返り
<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、本人にとって、十分な教育が受けられるように提供できているかという観点から定期的に評価することが重要です。
⑥ 合理的配慮の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ○本人・保護者と発達の状況等を勘案し、本人にとって最適な合理的配慮に改善します。

5 (5) 合理的配慮

合理的配慮の設定

学校における『合理的配慮』の観点〈3観点11項目〉

- ①教育内容・方法
 - ①-1 教育内容
 - ①-1-ア 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-イ 学習内容の変更・調整
 - ①-2 教育方法
 - ①-2-ア 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-イ 学習機会や体験の確保
 - ①-2-ウ 心理面・健康面の配慮
- ②支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- ③施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達・障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮の扱い

合理的配慮は本人・保護者からの申し出により提供する義務がありますが、合理的配慮は、理にかなった変更・調整であり、理にかなっていないければ、表明のあった内容を提供できない場合も考えられます。本人・保護者の意思の表明を受けて、具体的場面や状況に応じて、「何のために提供するのか」「必要とされる合理的配慮は何か」「何を優先して提供する必要があるのか」「教育の目的・内容・昨日の本質的な変更となっていないか」などを検討します。検討の結果、提供できない場合は、引き続き、十分な情報提供を丁寧に行うとともに、本人に十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮などについて合意形成を図っていくことが重要です。

合理的配慮と指導上の配慮の違い

① 合理的配慮

○本人・保護者の申し出により行う配慮

② 指導上の配慮

○本人・保護者の申し出が特別なく、学習面や行動面に困り感をもつ児童生徒に対して教職員が指導中に行う配慮

5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進



基本方針【小学校】

- ・未来を担う子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し共に学び育ち、支え合う教育環境をつくります。
- ・子どもたちが将来に夢や希望をもち、日常の学校生活や学習に意欲的に取り組むことができるように、本人の関心やよさを生かしたキャリア教育を計画的に進めていきます。

小学校における一人一人のニーズに応えるための教育の推進と体制づくり

① 早期支援につなげるために

- 幼稚園・保育所・相談支援専門員・児童発達支援機関と連携し、就学前の情報を共有し、入学後の適切な支援につなげます。
- 校内委員会において、定期的に児童の現状を把握・分析し、それをもとに、全教職員で共通理解を図り、児童一人一人に必要な支援・指導を行います。
- 不登校・いじめゼロを目指し、日常の児童観察や教育相談の充実を図ります。

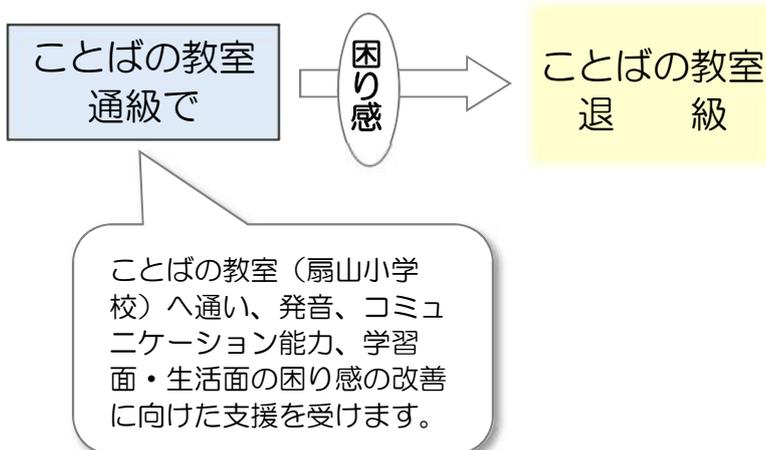
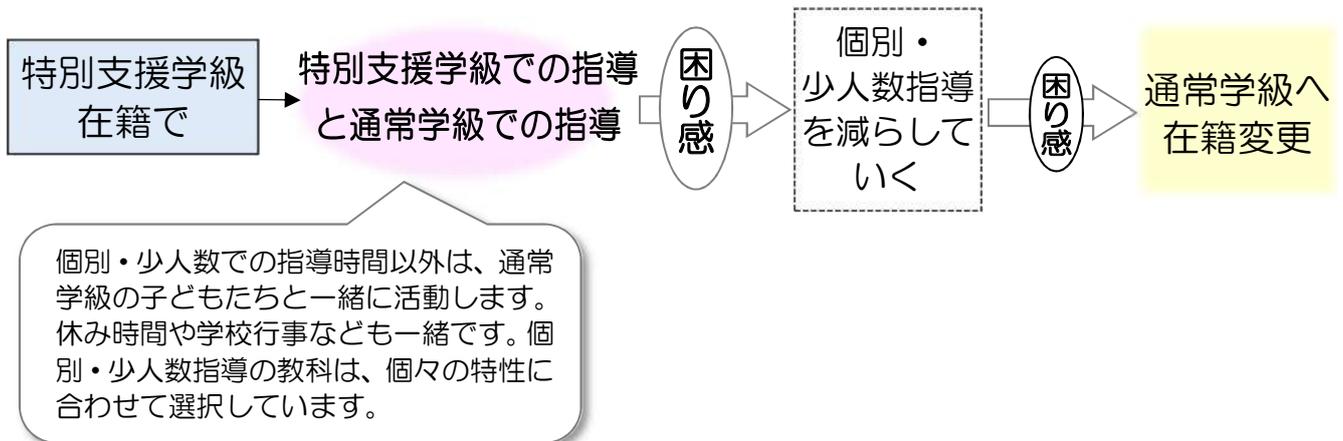
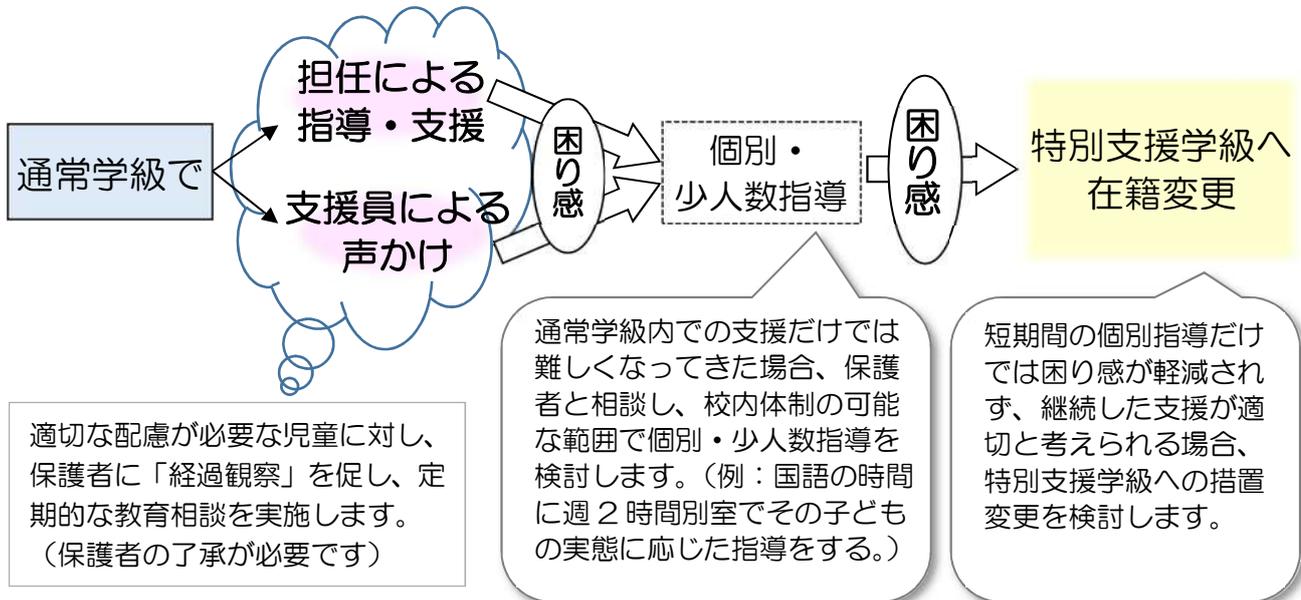
② 各学校の相談

- 特別支援教育コーディネーターを窓口として、いつでも相談できる環境を整えます。
- スクールカウンセラーや巡回教育相談、各種専門機関等を有効活用できるように保護者への周知を図ります。
- 相談結果を日常の指導・支援に生かせるように校内組織を整備し、情報の共有を図ります。

③ 具体的な支援

- 保護者・関係機関と連携を図りながら、一人一人のニーズに応えることができる校内体制を整備します。
- 特別支援教育支援員をより有効活用し、学習や生活の補助を行います。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、計画的・継続的な支援を行います。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、指導改善や学習環境の改善を進めるとともに、合理的な配慮も行います。
- 特別支援教育アドバイザー、パートナーティーチャー派遣事業、療育支援事業等を活用し、教職員のスキルアップを図ります。
- 富良野の環境や人材を生かしたキャリア教育を行います。
- 中学校への引き継ぎは、継続性・一貫性のある支援が行われるよう保護者・関係機関との連携を図りながら行います。

5 (2) 小学校での支援体制



5 (3) 通級指導教室【ことばの教室】



ことばの教室とは？

通常の学級に在籍している児童が、決められた曜日・時間帯にだけ、ことばの教室に通って指導を受けることを通級といいます。

- * 通級指導教室は扇山小学校内に設置しています。
- * 児童の実態に応じて、週に1時間から最大8時間通うことができます。
- * 一人一人の指導目標に応じ、個別指導の形態を基本としながら、必要に応じて少人数指導を行います。
- * 保護者の付き添いが原則です。保護者も一緒に活動に参加してもらうこともあります。指導の内容について話したり家庭での様子を聞いたりする時間も設けています。
- * 通級は小学校までとなります。中学校には通級指導教室はありません。

ことばの教室には？

下記のような、広くことばに関わる困り感をもつ子どもが通っています。

- * ことばの発達の遅れや偏りがある、発音（構音）の誤りがある場合
- * 友だちや家族等とのコミュニケーション上の困り感がある場合
- * 話しことばにリズムの乱れ(吃音)や耳の聞こえにくさにもなうことばの困り感がある場合
- * 学習面・生活面に何らかの困り感がある場合
(LD および ADHD、またはその疑いのある児童も含む)
- * 口蓋裂(こうがいれつ)、かん黙症等によることばの困り感がある場合

ことばの教室の指導について

特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域である“自立活動”を児童の実態やニーズに応じて、主に遊びを通して指導を行っています。

ことばやコミュニケーションに 困り感のある児童への指導

- ルールや約束を理解する
- 自己選択、自己決定する力をつける
- 気持ちをコントロールする方法を知る
- 自分の気持ちや考えを表現する力を高める
- 物事の見方、考え方を知る
- 語いを広げる
- 話し合う力をつける
- 友達の考えを知る

発音の誤りのある児童への指導

- 耳で聞く力をつける
(音遊び、正音と誤音との聞き分け等)
- 口腔機能の力を高める
(口や舌の体操、吹く遊び等)
- 発音の仕方(構え)を知る

体づくり…全身や手指の運動機能
(体幹の安定を図る、手指を使う遊び、目と手の協応動作等)

5 (3) 通級指導教室【ことばの教室】



日課表

扇山小学校の子どもは学級から直接通級します。他校の子どもは、保護者の送迎のもと、1時間目であれば直接自宅から、1時間目以外であれば通っている学校から通級します。

	月	火	水	木	金	
1校時	扇山小学校の通級児童 近郊の小学校(注1)の通級児童					注1:市街地校 富良野小、東小、鳥沼小 布部小
2校時						
3校時	遠方の小学校で訪問指導を受ける児童 (注2)					注2:へき地校 樹海小、麓郷小、布礼別小 山部小 保護者が希望する場合、ことばの教室担当者が訪問して指導を行います。
4校時						
5校時	遠方の小学校で通級する児童 (注3)					注3:市街地校以外の小学校から通級する場合、移動時間を考慮し開始時刻を弾力的に運用します。
6校時						

学校・関係機関等との連携について

☆関係機関⇄通級指導教室

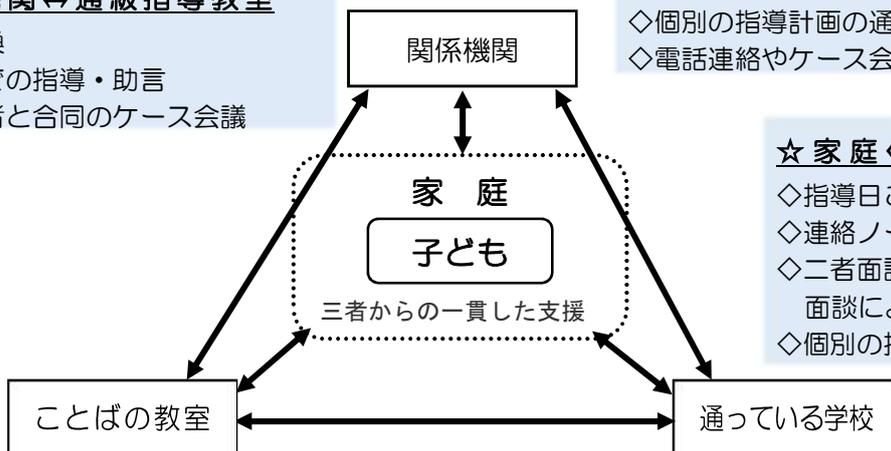
- ◇情報交換
- ◇各分野での指導・助言
- ◇各関係者と合同のケース会議

☆学校⇄通級指導教室

- ◇連絡ノートによる情報交換
- ◇学校訪問による担任との面談
- ◇個別の指導計画の通知
- ◇電話連絡やケース会議による情報交換

☆家庭⇄通級指導教室

- ◇指導日ごとの話し合い
- ◇連絡ノートによる情報交換
- ◇二者面談及び必要に応じた面談による話し合い
- ◇個別の指導計画の作成



相談・利用の流れ

児童の在籍している学校を通して、富良野市ことばの教室、または富良野市教育委員会へ申し込みます。その後、教育相談等を通して保護者、関係機関と話し合い、利用の有無を決定していきます。通級につながらなかった場合でも、在籍学校での経過観察の措置となり、コーディネーター、担任等とも連携して経過を見ていきます。

5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進



基本方針【中学校】

- ・未来を担う子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し共に学び育ち、支え合う教育環境をつくります。
- ・将来を見据え、本人の関心やよさを生かした進路選択ができるように、保護者との教育相談や高等学校・特別支援学校（高等部）等の学校見学や進路相談を進めていきます。

中学校における一人一人のニーズに応えるための教育の推進や体制づくり

① 教育的ニーズの把握

- 小学校と連携し、入学前の情報を共有し、入学後の適切な支援につなげます。
- 校内委員会において、定期的に生徒の現状を把握・分析し、それをもとに全教職員で共通理解を図り、一人一人に必要な支援・指導をしていきます。
- 不登校・いじめゼロを目指し、日常の生徒観察や教育相談の充実を図ります。

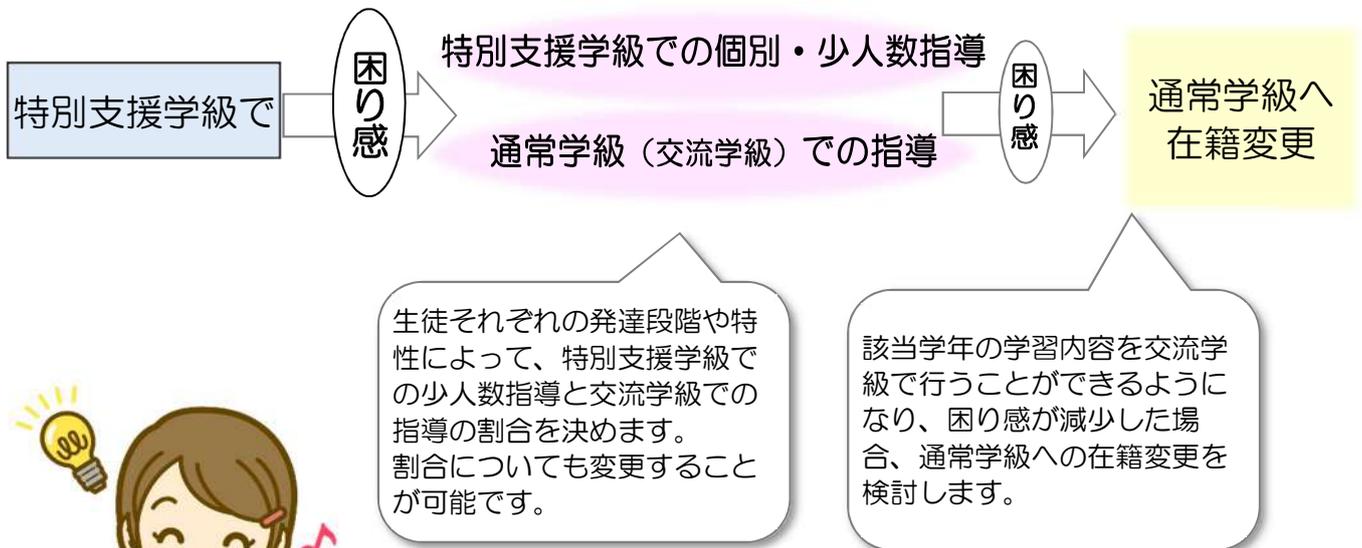
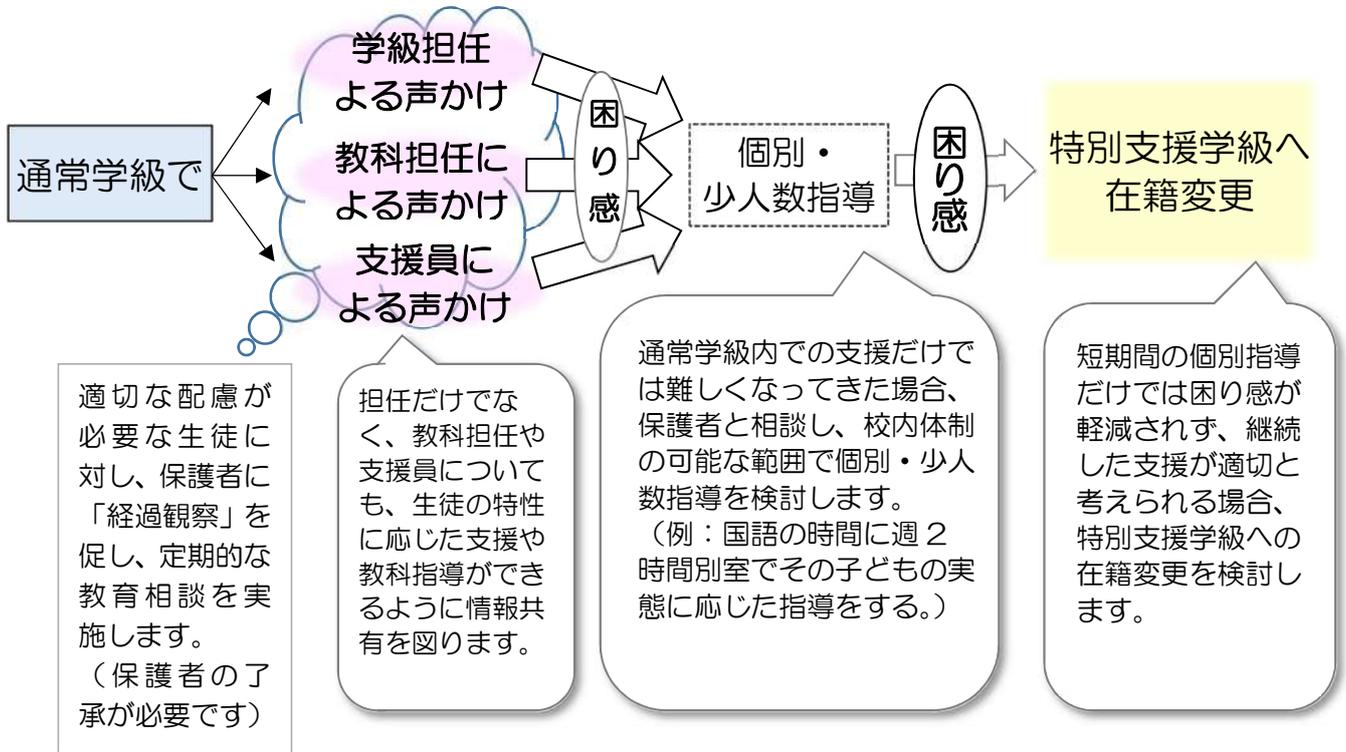
② 各学校の相談

- 特別支援教育コーディネーターを窓口として、いつでも相談できる環境を整えます。
- スクールカウンセラーや、巡回教育相談、各種専門機関等を有効活用できるように、保護者への周知を図ります。
- 相談結果を日常の支援・指導に生かせるように校内組織を整備し、情報の共有を図ります。

③ 具体的な支援

- 保護者・関係機関と連携を図りながら、一人一人のニーズに応えることができる校内体制を整備します。
- 特別支援教育支援員をより有効活用し、学習や生活の補助を行います。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、計画的・継続的な支援を行います。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、指導改善や学習環境の改善を進めるとともに、合理的な配慮も行います。
- 特別支援教育アドバイザー、パートナーティーチャー派遣事業、療育支援事業等を活用し、教職員のスキルアップを図ります。
- 富良野の環境や人材を生かしたキャリア教育を行います。
- 進学先への引き継ぎは、継続性・一貫性のある支援が行われるよう保護者・関係機関との連携を図りながら行います。

5 (2) 中学校での支援体制



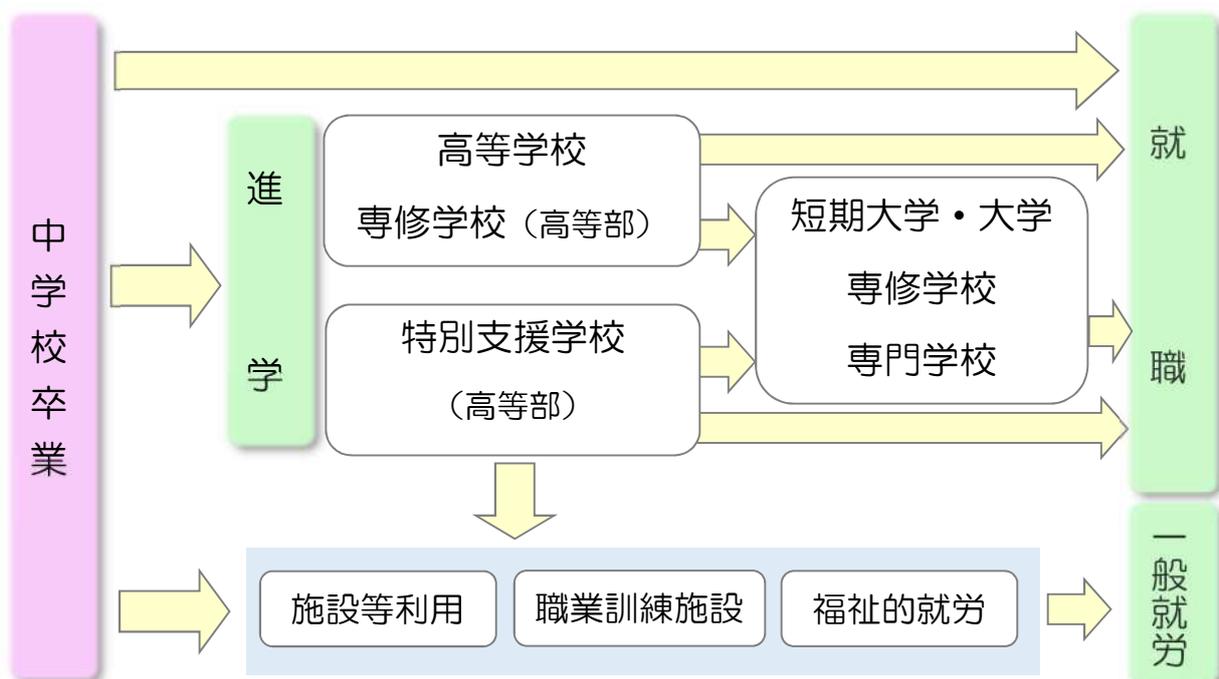
5 (3) 中学校における進路指導

中学校の評価について

- Ⅰ 特別支援学級（知的障害）… 5段階評定ではなく、各教科の文章記述による成績評価
- Ⅰ その他の特別支援学級 … 絶対評価による5段階評定で成績評価

※ただし、生徒に応じて特別支援学級（知的障害）でも5段階評定を行う場合（普通高校への進学等）やその他の特別支援学級でも特別支援学級（知的障害）に準じた評価をすることがあります。

中学校卒業後の進路



進路相談について

個別の学校見学、個別面談、進路相談等、1年生のうちから生徒と保護者に多くの情報提供や選択肢を提示し、生徒の希望進路を決定していきます。

進学後の生活に向けて

基本的生活習慣（返事やあいさつ、時間通りに生活する、持ち物の管理、整理整頓、身だしなみを整える等）が身に付くよう指導します。他者理解や人間関係づくりができるようソーシャルスキルトレーニングなどを行います。

*保護者の了承のもと、進学先に「個別の教育支援計画」を活用しながら引き継ぎを行い、これまでの成果や課題を共有します。

5 (3) 中学校における進路指導



知的障がい特別支援学校高等部（高等養護学校）の入学者選考について

知的障がい特別支援学校高等部では、生徒やその保護者が将来の進路希望等に応じて、教育課程の特色や学ぶ内容等によって学校を選択することができるよう、設置している学科ごとに特色ある教育活動を行っています。

職業学科を設置している学校の職業学科では、卒業後の自立（職業自立、社会自立）に向け、作業学習を中心に、普通科では、知的障がい特別支援学校の各教科の学習を中心に就業体験やボランティア活動等の体験的な学習を行っています。

また、普通科のみを設置している学校では、身辺処理能力など、基本的な生活習慣の向上を図ることを中心とした学習を行っています。

特別支援学校高等部の出願資格について

- ①医師の診断がある、又は、公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活への適応の困難性などから「知的障がい」と判断される。
 - ②知的障がい特別支援学級もしくは知的障がい特別支援学校に在籍している。
 - ③療育手帳を取得している（取得見込みを含む）。
- の3点のうち、いずれかに該当する場合、出願資格があります。

事前の教育相談について

特別支援学校への進学を検討している場合は、志望する学校の教育相談を受ける必要があります。生徒や保護者の希望に合った学校が選択できるよう、複数の学校の教育相談を受けることを勧めます。

教育相談の申込み手順

- ①保護者から、特別支援学校高等部の教育相談を受けるか希望を聞きます。
- ②中学校から、当該特別支援学校に教育相談の申し込みをします。

出願から選考までの流れ（概要）

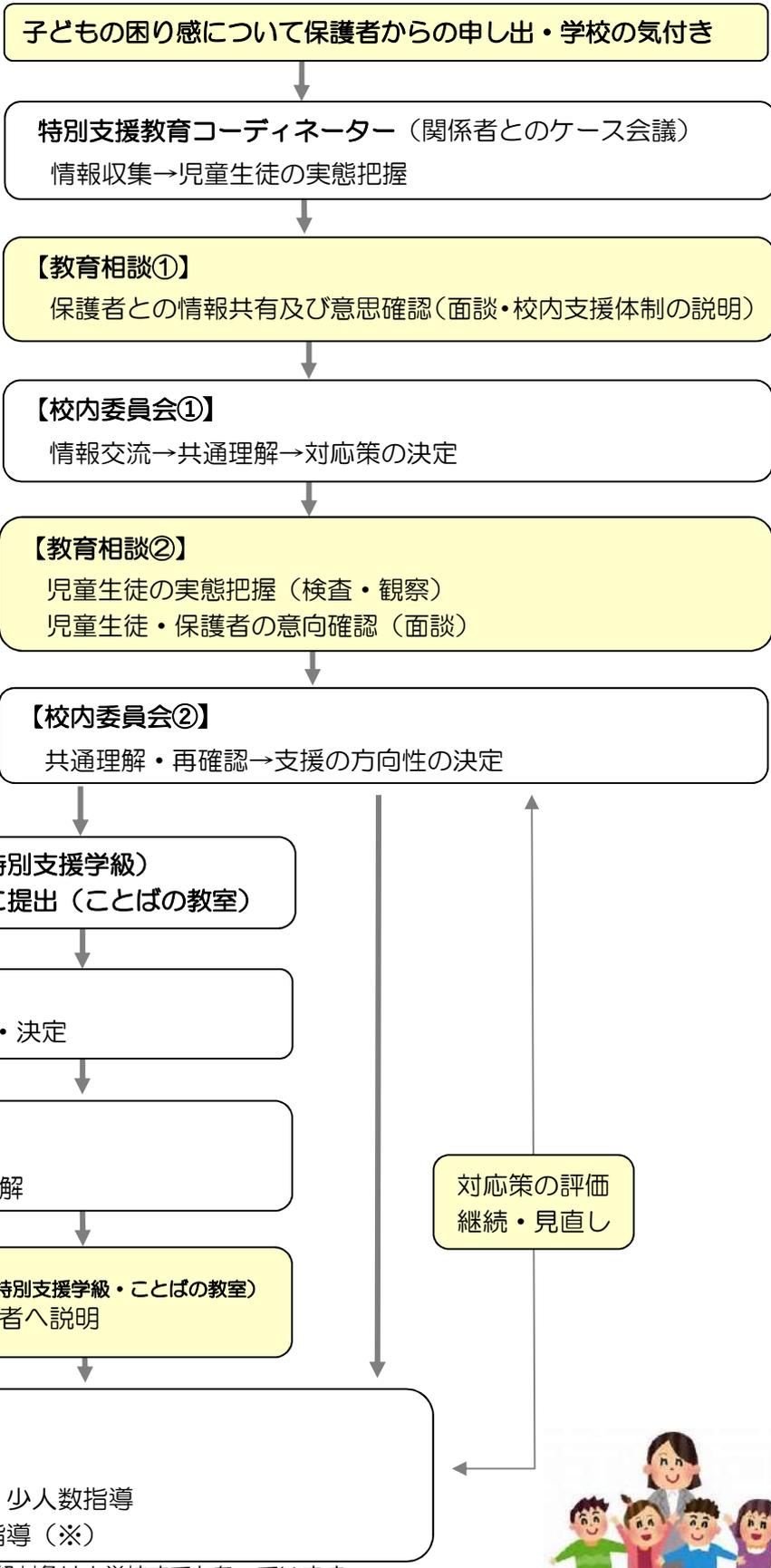
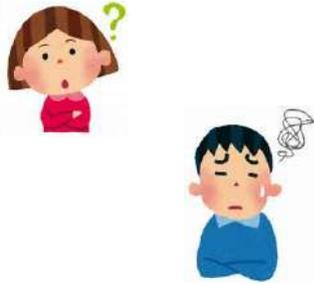
- | | | |
|---|---------------|-----------------------------------|
| ① | 見学 | 1、2年生の段階で、複数の学校を見学することをお勧めします。 |
| ② | 教育相談 | 出願を検討している学校の教育相談を受けます。（3年生 11月まで） |
| ③ | 出願校の決定 | 中学校を通して願書を取り寄せ、年内に願書を完成します。 |
| ④ | 出願 | 1月上旬 中学校を通して願書を送付します。 |
| ⑤ | 出願変更 | 1月中旬 |
| ⑥ | 選考検査 | 2月初旬 学力状況検査と面接により選考されます。 |
| ⑦ | 合格者発表 | 2月中旬 |
| ⑧ | 第2次募集 | 第1次募集で不合格だった場合、第2次募集に出願します。 |

6 相談による支援

(1) 校内支援の流れ



 は保護者が関わる
場面です



関係機関との連携
医療・福祉・教育
(教育の連携)
スクールカウンセラー
道立特別支援教育センター
児童相談所
専門家チーム など

対応策の評価
継続・見直し

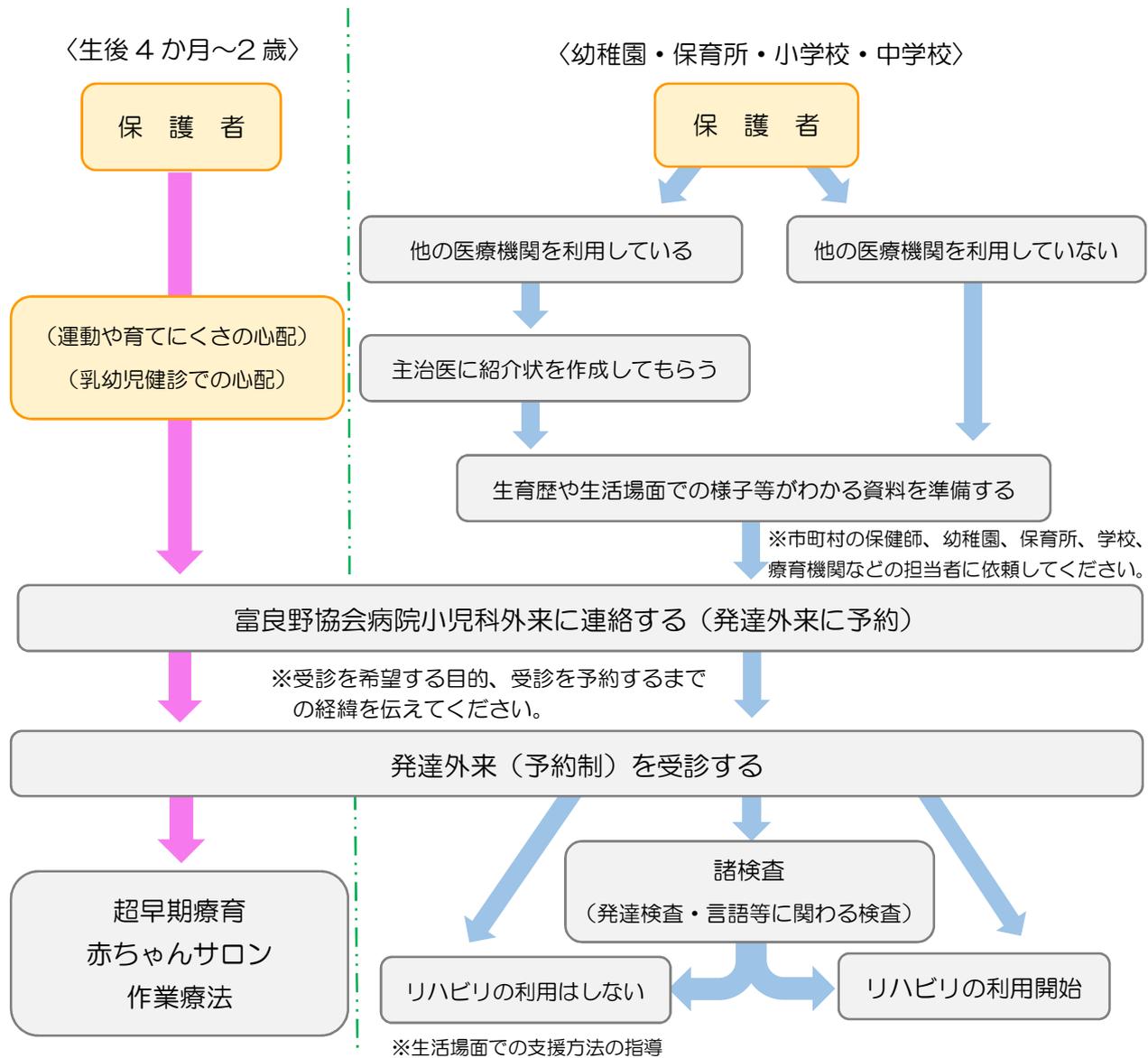


※ことばの教室の通級対象は小学校までとなっています。

6 相談による支援 (2) 医療との関わり



富良野協会病院小児科リハビリまでの流れ



療育支援事業について

富良野市教育委員会では、富良野協会病院に委託し、リハビリテーション科の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による指導者等に向けた療育相談を行っています。

<相談内容の例>

- ①スタッフへの療育相談や療育指導
- ②ケース会議への参加
- ③子どもの指導に関わること

事業を利用する際は、富良野市教育委員会へ利用希望を伝え、直接、富良野協会病院へ連絡して日程等を調整してください。

6 相談による支援 (3) 子育てに関する相談支援



民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、必要に応じた家庭訪問や児童の登下校時のパトロールなどといった、地域に根差した社会福祉行政に携わっています。また、主任児童委員が3名配置されており、地域担当の民生委員と学校などの各機関と連絡調整を行ったりしています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員です。職務上知り得た秘密を守り、常に公正平等な立場で職務を行うことになっています。

問い合わせ先：福祉課(Tel.39-2211)

家庭児童相談室

家庭児童相談室は、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けています。来所による相談のほか、電話による相談にも応じています。保護者の方からの相談のみならず、各関係機関からの相談にも応じています。主には、地域の子どもやその家庭に対する支援の検討・役割分担を行っています。良い支援の方向を探し、必要ならば専門機関につなげ、子どもに関する具体的な支援の内容を検討する調整機関です。

相談・通告を受け情報収集し、緊急性や送致（児童相談所への通告）の必要性の判断、当面の方針などを決め必要な支援を行います。

問い合わせ先：こども未来課(Tel.39-2223)



<児童虐待防止>

子どもの虐待とは、親または親に代わる者で、子どもを現に監護している者（保護者）や保護者以外の同居人が、子どもに対して身体的に危害を加える、適切な保護や養育を行わないこと等によって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことをいいます。子どもの虐待は、人権侵害であるとともに、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）を疑うような場面に遭遇したときは、迷わずに連絡してください。

虐待の通報・連絡及び相談先

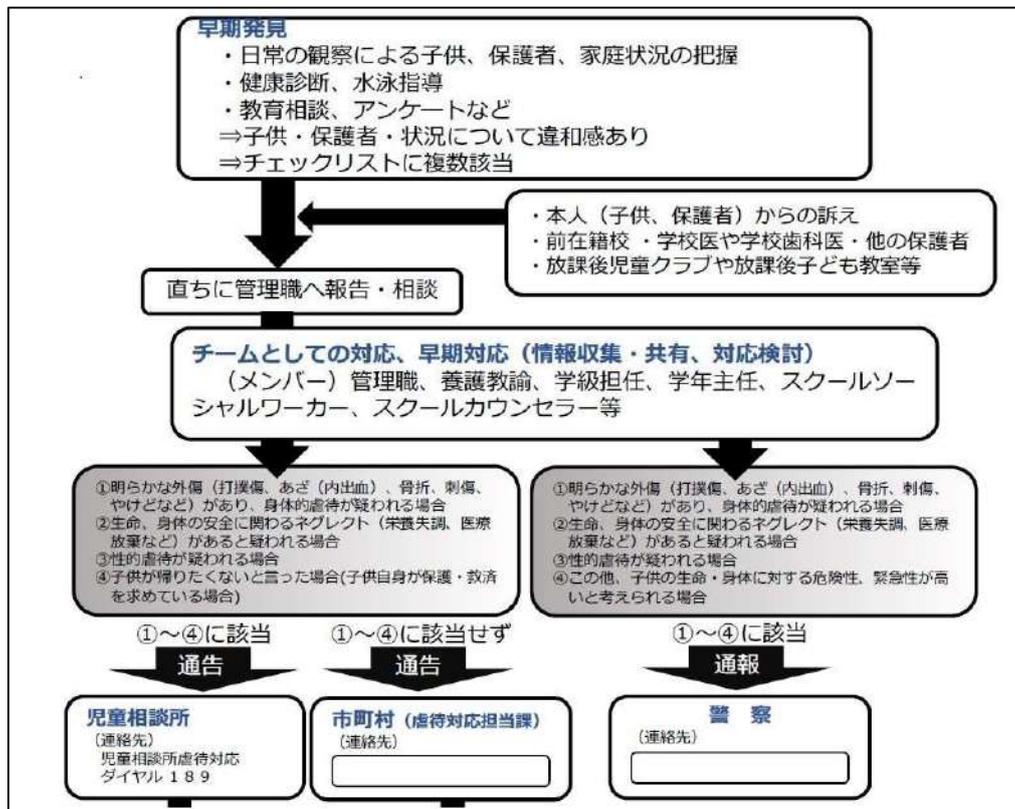
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく） *局番なし
→近くの児童相談所につながります（通話無料）
- ・子ども安心ホットライン 011-622-0010
（子ども虐待相談） （24時間365日受付）
- ・旭川児童相談所 0166-23-8195

相談による支援

6 (3) 子育てに関する相談支援



<学校における虐待への初期対応>



文部科学省 令和2年6月改訂版「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」より

<虐待対応のポイント>

★チームを組んで情報収集、状況判断をします！

- ・学校は「虐待の確証を探す義務はない」ことから、「虐待を見逃すエラーをなくすこと」を主眼に置きます。まずは口頭で通告し、書類はその後でよい。
- ・子どもに傷・あざなど明確な危害がある場合には、子どもから受傷経過についての聞き取りを行います。誘導にならないように配慮が必要です。
- ・性暴力被害を訴えてきた場合には、過剰な反応はしません。子どもや保護者からの聞き取りを行わず、直接児童相談所へ通告します。
- ・子どもの安全を第一に考えていることを保護者に伝え事情を聴きます。
- ・事実と推論を分けて、事実の経過を細かく記録します。

富良野市要保護児童対策地域協議会

保護者のいない児童生徒または、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童生徒（要保護児童生徒）の適切な保護を図るため、17の関係機関・団体で協議会を構成しています。代表者会議、実務者会議または、ケース会議を適宜開催し、地域ぐるみで未来を担う子どもたちの生命・安全を守る対策を進めています。調整機関はこども未来課が担っています。



発達検査・知能検査とは？

子ども一人一人の発達の状態について様々な視点から客観的な評価を行い、発達の偏りや得意な項目・不得意な項目を知る事で学習や指導、支援の方法につなげるための検査です。また、考え方や検査への向き合い方等から、集中力や注意力、こだわりの有無等についても詳しく評価することができます。

《発達検査》

主に乳幼児期に行われます。運動・認知・言語面の心身の発達を全体的に評価します。

(代表例：遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査2001 等)

《知能検査》

知能を測定する検査です。認知や処理能力等を様々な視点から詳しく評価します。

(代表例：WISC-IV知能検査、田中ビネー式知能検査V 等)

これらの検査は、何度も行うと正しい評価ができないため、一定以上の期間を空ける必要があります。検査を受ける場合は、事前相談の際に過去にどの検査を受けているのかを伝えてください。

また、発達検査・知能検査を受けることは、単に数値の結果として見ることはありません。保護者や教員が子どもの現状を知ることにより、今後の有効な支援の方法につなげ、日常生活や教育の現場で生かすことが重要です。

発達検査・知能検査はどこで受けられる？

機関名	部署名	電話	備考
旭川児童相談所 (巡回相談)	こども未来課	39-2223	毎月1回、事前予約必要 ※療育手帳の判定、再判定
北海道立特別支援教育センター (巡回教育相談)	教育委員会 (学校教育課)	39-2320	年1回、事前予約必要
富良野市 特別支援連携協議会	教育委員会 (学校教育課)	39-2320	随時、事前相談必要
富良野協会病院	小児科 (発達外来)	23-2181	随時、事前予約必要 ※診察の上、必要な場合のみ
旭川肢体不自由児 総合療育センター	小児科	0166-51-2126	随時、事前予約必要 ※診察の上、必要な場合のみ

6 相談による支援 (4) 発達検査等・療育手帳



療育手帳とは？

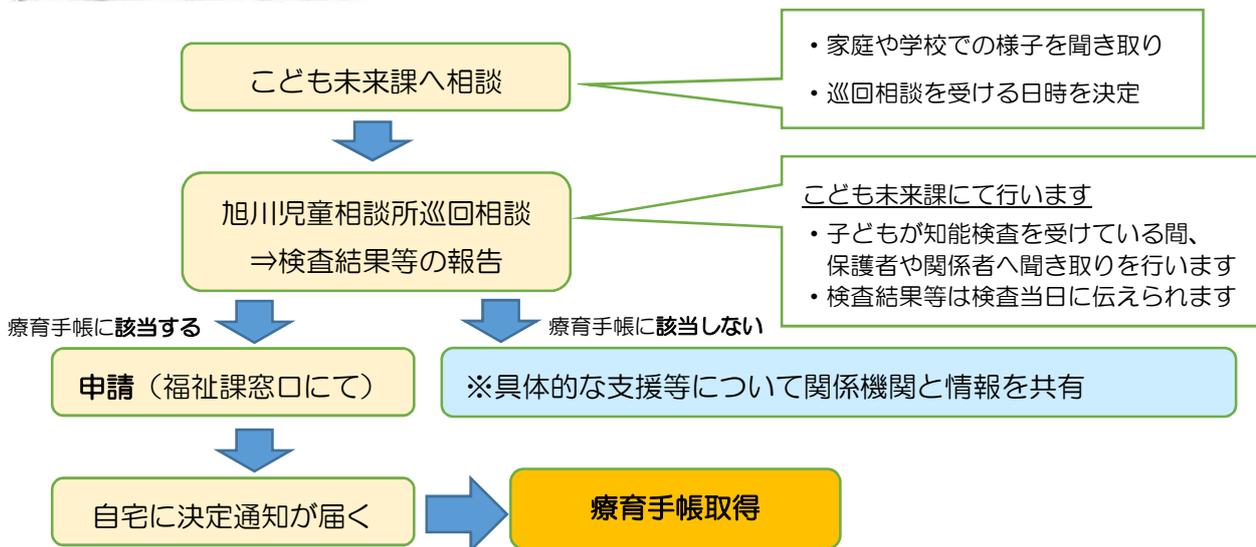
療育手帳は、知的障がい（先天性又は出生時の事故等により脳の機能の知的な発達が遅れている状態で、社会生活や学習等に困り感が生じる障がい）があると判定された方に交付されます。北海道では、検査結果で知的障がい認められない場合でも同程度の困り感を総合的に判断し、手帳が交付される場合があります。

療育手帳取得によるメリットとは？

経済的・日常生活等におけるメリット	
<ul style="list-style-type: none"> 各種税金の減免・免除 公共交通機関の割引 医療費助成 公共施設の利用料や通信料の減額 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金や各種手当支給の判断材料となる 就学の進路の選択肢が広がる (高等学校・特別支援学校高等部など) 就労支援制度等様々な援助を受けられる (一般就労・福祉的就労) <p>など</p>

特に成長期における教育・医療・療育等においては、手帳を取得することにより、必要な支援を受けることや本人の可能性を広げることにつながります。

相談から療育手帳取得申請までの流れ



療育手帳に関する問い合わせ先

新規相談・判定、再判定	こども未来課（図書館3階）	39-2223
療育手帳申請・交付、変更申請、再交付	福祉課（保健センター2階）	39-2211

6 相談による支援 (5) 適応指導教室【まいくらす】



適応指導教室とは？

富良野市適応指導教室（通称「まいくらす」）は、体調不良等で学校を休みがちになり、多くの時間を家庭で過ごしている児童生徒のために、悩みや思いを受け止めて社会的な自立や学校復帰等、本人が1歩前へ歩みだせる場所として、平成15年10月に開設されています。

まいくらすでの活動について

場 所	富良野市立図書館3階
日 時	月曜日から金曜日の9時から15時までを基本（祝祭日・長期休業中を除く） ※児童生徒一人一人のニーズに合わせ、現在は予約制としています。
内 容	カリキュラム（時間割）は決まっておらず、自分でやりたいことを自分のペースで活動することを基本としています。 悩み相談・学習活動や体験活動を通して「自分づくり」「仲間づくり」ができるよう様々な課題にチャレンジしていきます。 【主な活動内容】 国語・算数・数学・英語などの学習活動、軽スポーツ・自然散策・制作活動・パソコン・調理等の体験活動、読書、教育相談 など
担当者	【指導】学校教育課主幹、適応指導教室指導員 【相談】子どもと親の相談員（臨床心理士）・スクールカウンセラー（臨床心理士）

- * その子の生活や学習のリズムやスタイルに合わせて活動を進めています。
- * 「わかる」「できる」「認められている」と実感できる学習の場を提供しています。
- * 自然散策や体験学習等、身近な環境に接し、感じ・気付き・学ぶ場を設定しています。
- * 1日の生活の中に共に遊び・運動する時間を設定しています。

まいくらすに入室するには？

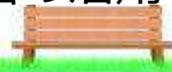
保護者は、在籍校や教育委員会との面談や相談、体験入室後、「入室申込書」を在籍校の校長を経由して、教育委員会に提出します。その後、教育委員会で審査し、保護者に入室の許可・不許可を連絡します。入室が許可された場合でも、在籍の変更はありません。「まいくらす」へ通室した日は在籍校への「出席」扱いとなります。

利用は無料ですが、通室に関わる交通費や制作活動の材料費・見学活動等の費用は保護者負担となります。

7

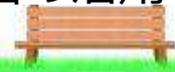
資料編





1 個別の支援計画と個別の教育支援計画と個別の指導計画とは？

1	「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」の違いとは？	<p>「個別の支援計画」とは、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画です。</p> <p>「個別の支援計画」を学校などの教育機関が中心になって作成する場合「個別の教育支援計画」と呼びます。</p>
2	「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いとは？	<p>「個別の教育支援計画」は、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするためのツールです。一方、「個別の指導計画」は、学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障がいの状態などに応じてきめ細かな指導が行えるよう、指導の目標や指導内容、合理的配慮を具体的に表した計画です。</p>
3	「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」のつながりとは？	<p>「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」の目標や支援の方針、合理的配慮、指導上の配慮などを踏まえて作成し、学校での指導を充実させるものです。</p> <p>「個別の教育支援計画」が1年ないし3年間程度の長期的な計画であるのに対し「個別の指導計画」は学年毎（長期目標）、学期毎（短期目標）に目標を立て、指導と評価を行う短期的な計画です。</p>
4	「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成対象の児童生徒とは？	<p>平成30年の学校教育法施行規則の一部改正により、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する観点から、以下のようになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「特別支援学級に在籍する児童生徒」と「通級による指導を受ける児童生徒」は2つの計画を必ず作成すること。 ② 「通級による指導を受けていない通常学級在籍の障害のある児童生徒」の指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めること（努力目標）。



2 作成書類の紹介

1. 特別支援学級担任 ○ 特別支援学級に在籍している児童生徒

(1) 保護者・外部機関連携シート

① 個別の教育支援計画（各所と連携し作成）

② 個別の指導計画（評価・面談時に使用）

(2) 学校内連携シート

① 連携シート（校内連携のみ使用）

② 個別の指導計画（教員が作成）

2. 通常学級担任・（特別支援教育コーディネーター）

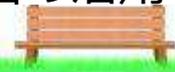
○ 通級（ことばの教室）による指導を受けている児童

(1) 保護者・外部機関連携シート

① 個別の教育支援計画（各所と連携し作成）

(2) 学校内連携シート

① 連携シート *ことばの教室の個別の指導計画を活用（校内連携のみ使用）



3. 通常学級担任・（特別支援教育コーディネーター）

○ 医師による診断を受けて診断名がある児童生徒

(1) 保護者・外部機関連携シート	(2) 学校内連携シート
<p>① 個別の教育支援計画（各所と連携し作成）</p>  	<p>① 連携シート （校内連携のみ使用）</p> 

4. 通常学級担任・（特別支援教育コーディネーター）

- 医師から診断名がついておらず、学習面又は行動面に困り感があると学校が判断した児童生徒
- 保護者から相談があった児童生徒

【通常学級在籍の障がいのある児童生徒】

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD、ADHDなどのほか、学習面又は行動面において困難のある児童生徒で発達障害の可能性のある者も含まれます。
小学校・中学校学習指導要領解説総則編

(1) 保護者・外部機関連携シート	(2) 学校内連携シート
<p>① みまもりシート（保護者と連携し作成）</p>  	<p>① 連携シート （校内連携のみ使用）</p> 

5. 通常学級担任・（特別支援教育コーディネーター） ○ 経過観察の児童生徒

(1) 保護者・外部機関連携シート	(2) 学校内連携シート
<p>① 個別の教育支援計画（各所と連携し作成）</p>  	<p>① 連携シート （校内連携のみ使用）</p> 



3 各計画・シートの作成と評価

1. 保護者・外部機関連携シート

(1) 個別の教育支援計画とみまもりシートの作成

計画・シート名	
個別の教育支援計画	
作成者	該当児童生徒
特別支援学級担任	① 特別支援学級在籍
通常学級担任 (特別支援教育コーディネーター)	① 通級している通常学級在籍児童 ② 医師の診断を受けて診断名がある通常学級在籍児童生徒 ③ 経過観察児童生徒

様式8-2	
個別の教育支援計画	
作成日 令和 年 月 日	
記入者 富良野市立 小学校	
氏名・学校学年	
氏名	通常学級 年 組 特別支援 組
診断・手帳・諸検査の結果	
診断名	手帳 身障手帳 種 級 療育手帳
諸検査の結果	
保護者・関係機関名	
保護者名	関係機関名
本人・保護者の願い(現在・将来について)	
本人	①
保護者	
本人の状況(学習面・生活面・情緒面・他) (良い所○、気になる所△)	
学校	
家庭	②
療育	
医療	
その他	
支援目標	
③	
合理的配慮(本人や家庭からの要望)	
④	
その他、指導上の配慮	
⑤	

① 本人や保護者の願いを聞き、現状の実態を明らかにします。

② 学習面、生活面、情緒面などで良い行動や気になる行動を記入します。その際、こども理解シートや本人理解シートを活用し集めた情報から作成します。

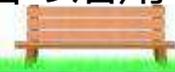
③ 本人や保護者の願いや本人の状況を踏まえ、支援目標を立てます。

④ 本人や保護者の申し出を記入します。申し出がない場合は、空欄になります。また、担任が気づき、保護者と本人と話し合った結果、申し出があれば、それも対象になります。

⑤ 指導上の配慮は、連携シートの前年度の指導方法の項目や個別の指導計画の各教科の指導上の配慮の項目、引き継ぎで得た指導方法、各機関で効果的であった配慮方法、諸検査の結果から考えられる配慮内容を参考に立てます。



個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用



計画・シート名

みまもりシート

作成者	該当児童生徒
通常学級担任 (特別支援教育コーディネーター)	① 医師から診断名がついておらず、学習面又は行動面に困り感があると学校が判断した児童生徒 ② 保護者から相談があった児童生徒

みまもりシート

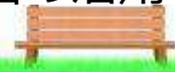
作成日 令和 年 月 日 ①
 記入者
 高良野市立 小学校

氏名・学校学年	
氏名	通常学級 年 組 特別支援 組
保護者・関係機関名	
保護者名	関係機関名
本人・保護者の願い (現在・将来について)	
本人	
保護者	
本人の状況 (学習面・生活面・情緒面・他) (良い所○、気になる所△)	
学校	
家庭	②
その他	
サポート目標	
③	
合理的配慮 (本人や家庭からの要望)	
その他、指導上の配慮	

① 医師からの診断名がついておらず、学習面や行動面に困り感をもつと校内特別支援委員会等で判断された場合に作成します。

② 学習面、生活面、情緒面などで良い行動や気になる行動を記入します。

③ ニーズに即したサポート目標を定め、保護者と指導方針の一致を図ります。



主なサポート内容	
学校	④
家庭	
評価	
学校	⑤
家庭	
引き継ぎ	
⑥	

上記の内容について確認しました。

令和 年 月 日 保護者氏名 ⑦

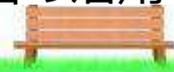
④半年に1度は面談を行い、サポート内容の情報交流を行います。定期的な面談を行い、サポート目標とサポートの実態の整合性、方針やサポート内容の見直しの確認をします。

⑤サポート目標が1年以内で解決されるものや時間を要するものもあります。長くても2～3年を区切りに支援目標の最終評価を行います。

⑥1年で特別支援学級担任や関係機関の担当が変わる可能性があることを踏まえ、効果的な支援方法や、今後必要と思われる内容について記入します。

⑦みまもりシート作成した際には、内容について保護者から承諾の署名をいただいでください。

●学年が新しくなる時に作成し、学校で専用ファイルを作り保管します。
*担任は保管しません。



2. 学校内連携シート

(1) 連携シートの作成

計画・シート名			
連携シート			
作成者		該当児童生徒	
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級担任 		① 特別支援学級在籍	
<ul style="list-style-type: none"> 通常学級担任 (特別支援教育コーディネーター) 		<ul style="list-style-type: none"> ① 通級している通常学級在籍児童 ② 医師の診断を受けて診断名がある通常学級在籍児童生徒 ③ 経過観察児童生徒 	

連携シート	校内限定資料	富良野市立	小学校
令和 年 月 日記入	(担任:)	学級:)	
児童氏名	生年月日	平成 年 月 日	
保護者氏名	特別支援学級入級年月日 (種別)	令和 年 月 日	
家族構成	通常学級	年 組	
関係機関	診断名		
諸検査の結果			
手帳等の取得状況	療育手帳 H 年 月 日取得 (次回R 年 月 更新)	身体障がい者手帳 級 H 年 月 日取得	その他 ()
児童のよき 関心・興味			
前年度の (R 年度) 指導実態	《学習指導全般》(学習内容だけに限らず、自立的な内容を含む)		
	①		
《今年度の指導方針》	《生活指導全般》(自立的な内容を含む)		
	②		
学習面	②		
生活面 (学校生活)	③		
《今年度の配慮事項(合理的配慮(本人・家族による申し出)・指導上の配慮)》			
③			

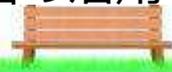
①前年度に児童生徒に行った指導上の配慮や合理的配慮を記載し、教職員間で共通理解を図ります。小学校1年生は幼稚園保育所、関係機関の引き継ぎから作成します。中学校1年生は、小学校6年生の個別の指導計画の評価や引き継ぎから作成します。

②個別の教育支援計画や前年度の様子をもとにして、今年度の指導方針を決定します。指導内容が多岐に渡る場合は、複数個記入します。

③担任以外の職員が児童生徒と活動などで対応する際に意識してもらうためのものです。前年度に行った指導上の配慮や合理的配慮、発達検査の結果から考えられる対応の仕方などを記入することで、教職員間で共通理解を図り、合理的配慮/指導上の配慮の継続化、児童生徒の特性に応じた指導のやり方、教職員間の対応の違いを減らします。



個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用



(2) 個別の指導計画の作成

計画・シート名																																																														
個別の指導計画																																																														
作成者	該当児童生徒																																																													
特別支援学級担任 (情報提供: 各教科担任、通常学級担任、支援員)	① 特別支援学級在籍 ② 医師の診断を受けて診断名がある通常学級在籍児童生徒																																																													
通常学級担任 (特別支援教育コーディネーター)	通級している通常学級在籍児童 (連携シートへの記入) * 個別の指導計画の様式は書きません。																																																													
《知的在籍用》																																																														
* 小学校用も同じシートです。学年校種に応じて異なります。																																																														
<small>児童生徒名: 中学校 個別の指導計画(前期: R3.4月～R3.9月) 生徒名: 担任名:</small>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域</th> <th rowspan="2">目標(年間)目標</th> <th colspan="4">計画(個別)目標</th> </tr> <tr> <th>長期(長期)目標</th> <th>合理的配慮/指導上の配慮</th> <th>学期に行なった学習の達成/指導上の配慮</th> <th>評価(1つでよいこと)▲継続的に指導が必要なこと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">各教科</td><td>国語</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>数学</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>理科</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>社会</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保健体育</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>芸術</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>外国語(英語)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総合</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道徳</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>生活学習</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		領域	目標(年間)目標	計画(個別)目標				長期(長期)目標	合理的配慮/指導上の配慮	学期に行なった学習の達成/指導上の配慮	評価(1つでよいこと)▲継続的に指導が必要なこと	各教科	国語					数学					理科					社会					保健体育					芸術					外国語(英語)					総合					道徳					生活学習				
領域	目標(年間)目標			計画(個別)目標																																																										
		長期(長期)目標	合理的配慮/指導上の配慮	学期に行なった学習の達成/指導上の配慮	評価(1つでよいこと)▲継続的に指導が必要なこと																																																									
各教科	国語																																																													
	数学																																																													
	理科																																																													
	社会																																																													
	保健体育																																																													
	芸術																																																													
	外国語(英語)																																																													
	総合																																																													
	道徳																																																													
	生活学習																																																													
<small>児童生徒名: 小学校 個別の指導計画(前期: R3.4月～R3.9月) 生徒名: 担任名:</small>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域</th> <th rowspan="2">長期(年間)目標</th> <th colspan="4">計画(個別)目標</th> </tr> <tr> <th>長期(長期)目標</th> <th>合理的配慮/指導上の配慮</th> <th>学期に行なった学習の達成/指導上の配慮</th> <th>評価(1つでよいこと)▲継続的に指導が必要なこと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援</td> <td>学校行事・卒業活動・生活活動・取組等</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">教科(教科)活動</td> </tr> <tr> <td colspan="6">総合的な学習の時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自立活動</td> <td rowspan="2">読書の理解・心身の安定・人間関係の構築・職業への理解・学習の進捗・コミュニケーション</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>生活学習</td> <td>日常生活動作</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>		領域	長期(年間)目標	計画(個別)目標				長期(長期)目標	合理的配慮/指導上の配慮	学期に行なった学習の達成/指導上の配慮	評価(1つでよいこと)▲継続的に指導が必要なこと	特別支援	学校行事・卒業活動・生活活動・取組等					教科(教科)活動						総合的な学習の時間						自立活動	読書の理解・心身の安定・人間関係の構築・職業への理解・学習の進捗・コミュニケーション									生活学習	日常生活動作																					
領域	長期(年間)目標			計画(個別)目標																																																										
		長期(長期)目標	合理的配慮/指導上の配慮	学期に行なった学習の達成/指導上の配慮	評価(1つでよいこと)▲継続的に指導が必要なこと																																																									
特別支援	学校行事・卒業活動・生活活動・取組等																																																													
教科(教科)活動																																																														
総合的な学習の時間																																																														
自立活動	読書の理解・心身の安定・人間関係の構築・職業への理解・学習の進捗・コミュニケーション																																																													
生活学習	日常生活動作																																																													

① 知的学級在籍でも、独自の目標で進めながら通常学級で学習を行う場合は、独自の長期目標/短期目標を書きます。

② 学習内容の定着のために合理的配慮/指導上の配慮が必要な場合は、その内容を記入します。

③ 独自の教育課程を編成し、特別支援学級で学習を進める場合は、独自の長期目標/短期目標を書きます。また、合理的配慮/指導上の配慮が必要な場合は、その内容を記入します。

④ 教科欄は、教科の内容に関わる目標を立てます。

⑤ 自立欄には学習中における自立的な要素に対して目標を立てることも考えられます。

⑥ 作成回数は3学期制～3回、2学期制～前期後期1回ずつです。
学校の実態に応じて、3学期制であっても前期後期ごとに作成して構いません。



《情緒・病弱・言語在籍用》

* 中学校用も同じシートです。学年校種に応じて異なります。

富山県公立 小学校
個別の指導計画(前期 23.4月～23.9月) 生徒名: 担任名:

学年	長期(年間)目標	前期目標と合理的配慮(指導上の配慮、指導に付いた合理的配慮、指導上の配慮と評価)			
		短期(前期)目標	合理的配慮(指導上の配慮)	前期に付いた合理的配慮(指導上の配慮)	評価に付いた合理的配慮(指導上の配慮)
各教科	国語				
	社会				
	算数				
	理科				
	音楽				
	家庭				
	図画工作				
	体育				
	芸術				
	外国語(英語)				

富山県公立 小学校
個別の指導計画(前期 23.4月～23.9月) 生徒名: 担任名:

領域	長期(年間)目標	前期目標と合理的配慮(指導上の配慮、指導に付いた合理的配慮、指導上の配慮と評価)			
		短期(前期)目標	合理的配慮(指導上の配慮)	前期に付いた合理的配慮(指導上の配慮)	評価に付いた合理的配慮(指導上の配慮)
特別活動 学習行事 学級活動 児童会活動 クラブ活動					
特別活動(主題)					
総合的な学習の時間					
生活活動 給食の保障 心理的ケア等 児童間の関係 教師の働き 保護者の働き					

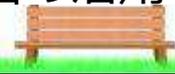
① 教育課程通りに学習するが、学習内容の定着にあたり合理的配慮/指導上の配慮が必要な場合は、その内容を記入します。この場合は、長期(年間)目標は「通常学級に準ずる」と書きます。短期(前期/1学期)目標は、児童生徒に応じた目標を立てます。

② 知的学級在籍でなくても、学習に不安がある児童生徒は独自の目標を立てることも考えられます。この場合は、長期目標/短期目標を独自の目標に設定します。また合理的配慮/指導上の配慮が必要な場合は、その内容を記入します

③ 教科欄は、教科の内容に関わる目標を立てます。

④ 自立欄には学習中における自立的な要素に対して目標を立てることも考えられます。

⑤ 作成回数は3学期制3回、2学期制～前期後期1回ずつです。
学校の実態に応じて、3学期制であっても前期後期ごとに作成して構いません。

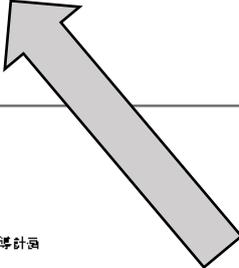


《通級（ことばの教室）を利用している児童》

連携シート 校内限定資料 富良野市立 小学校

令和 年 月 日記入 (担任: 学級:)

児童氏名	生年月日		平成 年 月 日
保護者氏名	特別支援学級入級年月日 (種別)	令和 年 月 日	
家族構成	通常学級	年 組	
関係機関	診断名		
語検査の結果			
手帳等の取得状況	療育手帳 H 年 月 日取得 (次回R 年 月 更新)	身体障がい者手帳 級	その他 ()
児童のよさ 関心・興味	《学習指導全般》(学習内容だけに限らず、自立的な内容を含む)		
前年度の (R 年度) 指導実態	《生活指導全般》(自立的な内容を含む)		
《今年度の指導方針》			
学習面			
生活面 (学校生活)			
《今年度の配慮事項(合理的配慮(本人・家族による申し出)・指導上の配慮)》			



① 個別の指導計画は使用せず、連携シートを活用します。

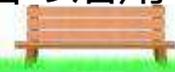
② 通級（ことばの教室）を利用している児童は「ことばの教室」で個別の指導計画を作成していますので、今年度の配慮事項に「ことばの教室の個別の指導計画を参照」と記入し、「ことばの教室」の個別の指導計画を活用します。

他の個別の指導計画作成対象児童同様、指導や配慮が必要であれば《今年度の配慮事項》を記入します。

2020年度 個別の指導計画

富良野市ことばの教室

学校・学年	小学校	年	氏名	担任	通級担当
記入日(2020年○月○日) <○に○を○にする○>					
【本人・保護者の様へお送り】		【実況の様子へ保護者より】		【学校での様子へ担任より】	
ことばの教室での様子					
【認知・理解(学習含む)・生活様式】		【社会性・コミュニケーション・言語(構音・吃音)】		【運動(粗大・微細)・ボディイメージ】	
【合理的配慮・環境調整】		【その他】			
長期目標					
期 目標					
期 内容					
後 目標					
期 内容					
モニタリング及び評価(2020年○月○日)					
成果					
課題					
対応方針					



(3) 個別の指導計画の評価

富山県市立 小中学校
個別の指導計画(前期 R3.4月～R3.9月)

生徒名:

担任名:

領域等	長期(年間)目標	前期目標と合理的配慮・指導上の配慮、前期に行った合理的配慮・指導上の配慮の評価			
		前期(前期)目標	合理的配慮・指導上の配慮	前期に行った合理的配慮・指導上の配慮	評価(○:できたこと ▲:継続的に指導が必要なこと)
各教科	国語				
	社会				
	算数				
	理科				
	音楽				
	家庭				
	図画工作				
	体育				
	英語				
	外国語(英語)				

富山県市立 小中学校
個別の指導計画(後期 R3.10月～R3.3月)

生徒名:

担任名:

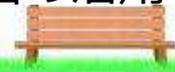
領域等	長期(年間)目標	後期目標と合理的配慮・指導上の配慮、後期に行った合理的配慮・指導上の配慮の評価			
		後期(後期)目標	合理的配慮・指導上の配慮	後期に行った合理的配慮・指導上の配慮	評価(○:できたこと ▲:継続的に指導が必要なこと)
特別支援	学習指導要領 等 児童行動 等 児童行動 等 児童行動				
特別支援(個別)					
総合的な学習の時間					
自由活動	健康の保持 心身の発達 人間関係の形成 進歩の促進 規律の樹立 自己管理能力の向上				

① 特別支援学級担任が記入します。担任だけの見立てではなく、通常学級の教科担任や支援員と相談して「前期に行った合理的配慮や指導上の配慮」「評価(○児童生徒ができたこと、▲継続的に指導が必要なこと)」を記入します。

② 実際の様子を保護者や関係機関に知ってもらうことや、引き継ぎの際に指導の方法や対応の継続化が行えることを目的に記入します。

③ 前期と後期(1～3学期)に行った合理的配慮/指導上の配慮や評価の内容は、連携シートの前年度の実態把握の欄に記入し、新年度の職員間の連携・授業作りや対応の参考に活用します。

④ 評価は、通知表配布時期に合わせて行います。3学期制は3回、2学期制は前期後期1回ずつです。3学期制であっても個別の指導計画の作成を前期後期に行なっている場合には、評価は2回になります。



(4) 合理的配慮と指導上の配慮の例

① 合理的配慮

本人・保護者の申し出	合理的配慮の内容
教科書や学習プリントの読むことが難しい漢字にふりがなを振ってほしい。	各教科で使用する教科書、プリントの線の交差した画数の多い漢字にふりがなを振る。
テストの記述式の解答欄が小さく、文字が枠からはみ出して記入しづらかった。次のテストでは解答欄を大きくしてほしい。	指導担当と連携し、各教科のテストの記述式の解答欄を大きくする。
漢字を覚えるのが苦手。覚えられるようになりたい。	なぞり書きを繰り返したあと、漢字のへんやつくりに分解し、それを合成していく学習のプロセスを取り入れ、指導していく。
感情のコントロールが難しく、学校でも人や物に当たることが多く心配している。	感情のコントロールが難しくなった時はダウンルームで落ち着かせ、気持ちを整理させる言葉かけを進める。
授業の時、先生の話をよく聞き取れない。	口形を明確にし、明瞭な発音でゆっくり話す。説明時に、板書や絵・写真などの視覚教材を有効活用する。

② 指導上の配慮

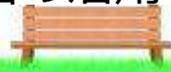
学習面や行動面の困難	指導上の配慮の内容
視写が難しく、新出漢字の取得が難しい。	新出漢字カードを用意し、それをなぞる活動を取り入れながら新出漢字の取得を進める。
漢字の書き間違いが多い。	へんやつくりに分解し、それを合成していく活動を取り入れ、漢字を書く学習を進める。
学習意欲が低下し、自信を無くしている。	良さや長所、自ら課題に取り組もうとする態度を賞賛し、自己肯定感を高める。
指示を最後まで聞き取るのが難しい。	直接で端的な声かけ、個別的な確認を行う。
片付けるのが難しい。	収納場所の明確化、収納ケースの活用。
順序立てて行動する難しさがある。	活動の明確な見通し、スケジュール表の活用。

(参考文献) 教師のための合理的配慮の基礎知識 明治図書

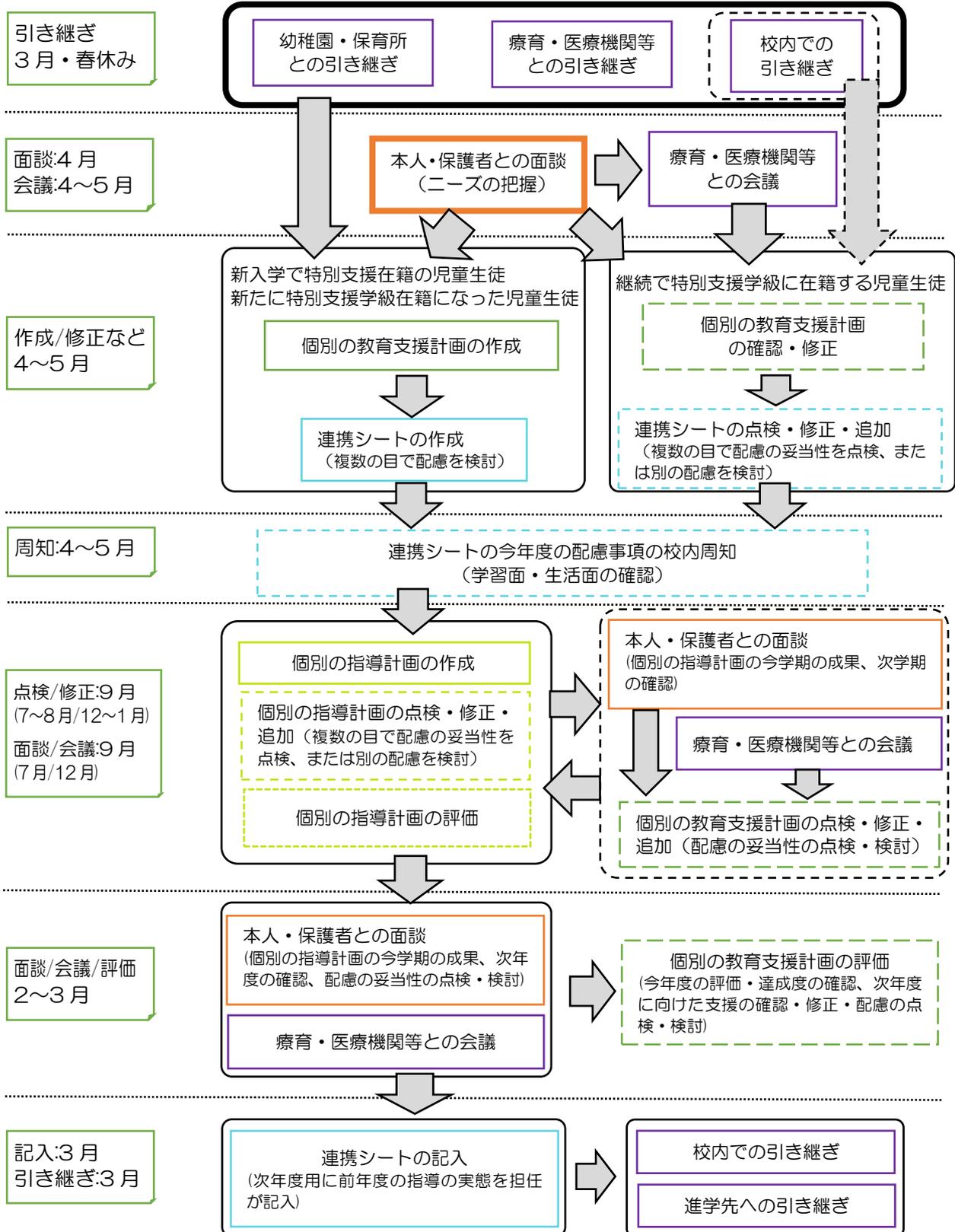


3. 各シート・計画の作成スケジュール

年度当初 (4月～5月)	<p>① 実態把握・支援方針の設定（個別の教育支援計画、みまもりシート） 《新小1年生》～ 幼稚園・保育所・療育機関・医療機関などとの引き継ぎや、本人・保護者との面談を通してニーズを把握します。 《新中1年生》～ 小学校・療育機関・医療機関などとの引き継ぎ、本人・保護者との面談を通してニーズを把握します。 《在校生》～ 前学年の特別支援学級担任・通常学級担任・特別支援教育コーディネーター・療育機関・医療機関などとの引き継ぎ、本人・保護者との面談を通してニーズを把握します。</p> <p>② 今年度の指導方針の設定（連携シート） 前年度の指導の実態や、個別の教育支援計画をもとに、今年度の指導方針を決定します。また、今年度に行う合理的配慮や指導上の配慮を設定します。</p> <p>③ 個別の指導計画・連携シートの作成 《特別支援学級担任》～①②を踏まえ、個別の指導計画の該当項目に目標、合理的配慮や指導上の配慮を設定します。目標の設定や配慮内容については、担任だけの視点でなく複数の目で妥当性を確認します。 《通常学級担任》～①②を踏まえ、連携シートに合理的配慮や指導上の配慮を設定します。目標の設定や配慮内容については、担任だけの視点でなく複数の目で妥当性を確認します。</p>
学期末に行うこと	<p>① 学期ごとの評価と次学期の指導計画を作成 個別の指導計画の評価の作成や個別の教育支援計画やみまもりシートで設定した内容の確認を行います。また、目標や配慮事項の点検・検討・修正を複数の目で行います。</p> <p>② 保護者、関係機関との共通理解 保護者面談や関係機関との会議で教育支援計画の進捗状況を確認したり、個別の指導計画を用いた今学期の学校での様子について話をします。状況によって支援目標や配慮事項の変更を行います。変更の場合、個別の教育支援計画・みまもりシートや連携シート、次学期の個別の指導計画の目標や配慮事項の修正を行います。関係機関との会議は、評価時期に合わない場合がありますので、その都度修正します。</p>
年度末に行うこと	<p>① 最終学期及び1年間の評価 個別の指導計画の評価の作成や個別の教育支援計画やみまもりシートで設定した内容の確認を行います。また、目標や配慮事項の点検・検討・修正を複数の目で行います。</p> <p>② 次年度の目標について（引き継ぎ） 連携シートに今年度の特別支援学級担任や通常学級担任が、連携シートの「前年度の指導実態欄」を記入しておくことで、新しく担任になった先生が児童生徒の実態を把握でき、新学期の対応に生かすことを目的に作成します。また、進学対象の児童生徒については、連携シートの前年度の指導実態欄を記入し、引き継ぎの際に進学先に伝えます。</p> <p>③ 保護者、関係機関との共通理解 保護者面談や関係機関との会議で教育支援計画の進捗状況を確認したり、個別の指導計画を用いた今年度の学校での様子について話をします。状況によって支援目標や配慮事項の変更を行います。変更の場合、個別の教育支援計画・みまもりシートや次年度の連携シート、個別の指導計画の目標や配慮事項の修正に活用します。関係機関との会議は、評価時期に合わない場合がありますので、その都度修正します。</p>



作成スケジュールのフローチャート 《特別支援学級担任》

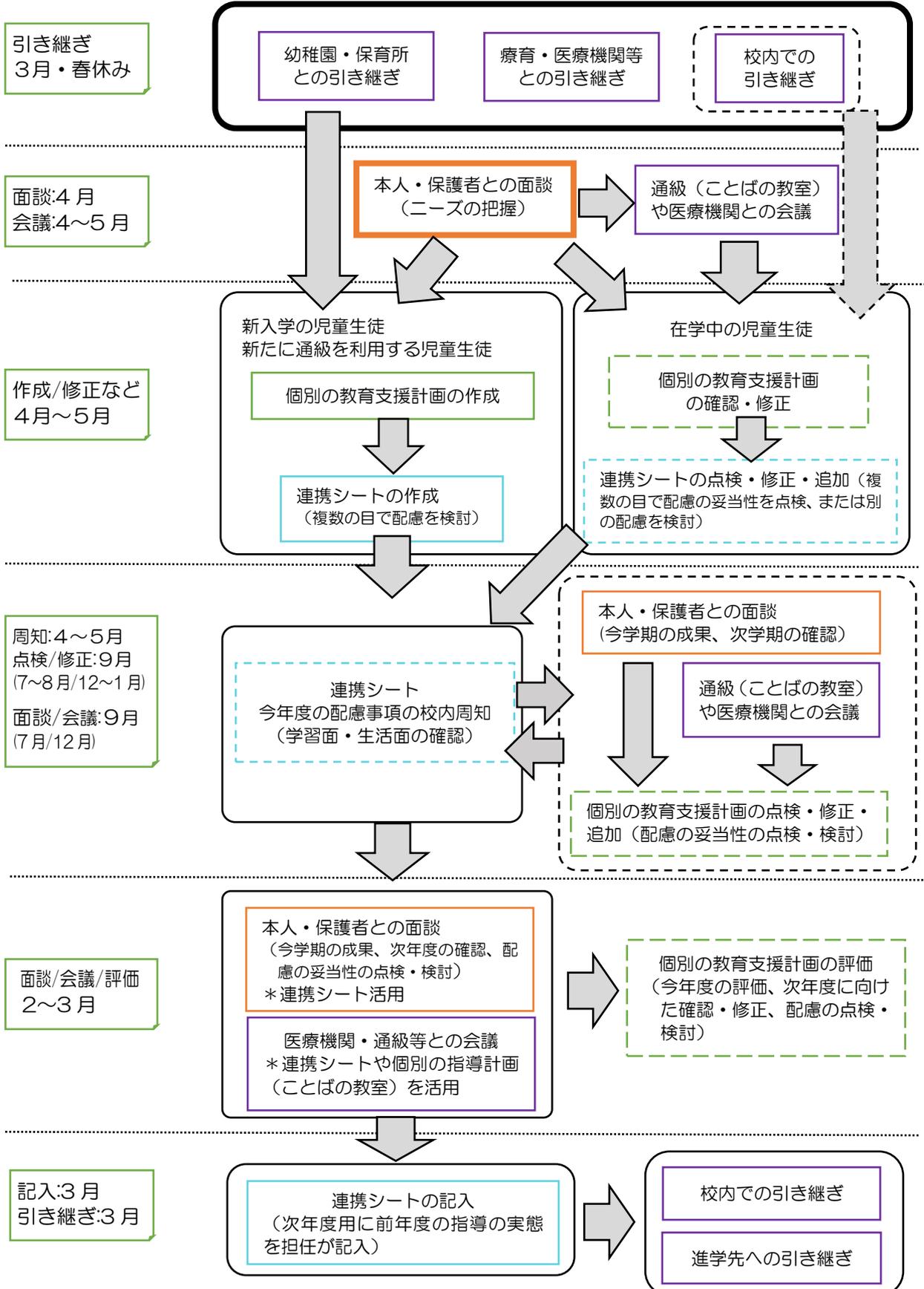


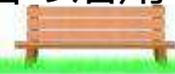
療育機関との会議について

療育機関を利用してから半年後に行われるため、学校の評価時期や計画を立てる時期と重なるわけではありません。療育機関に関わる部分は会議を行った時点で個別の教育支援計画の修正、あるいは個別の指導計画の修正を随時行っていきます。

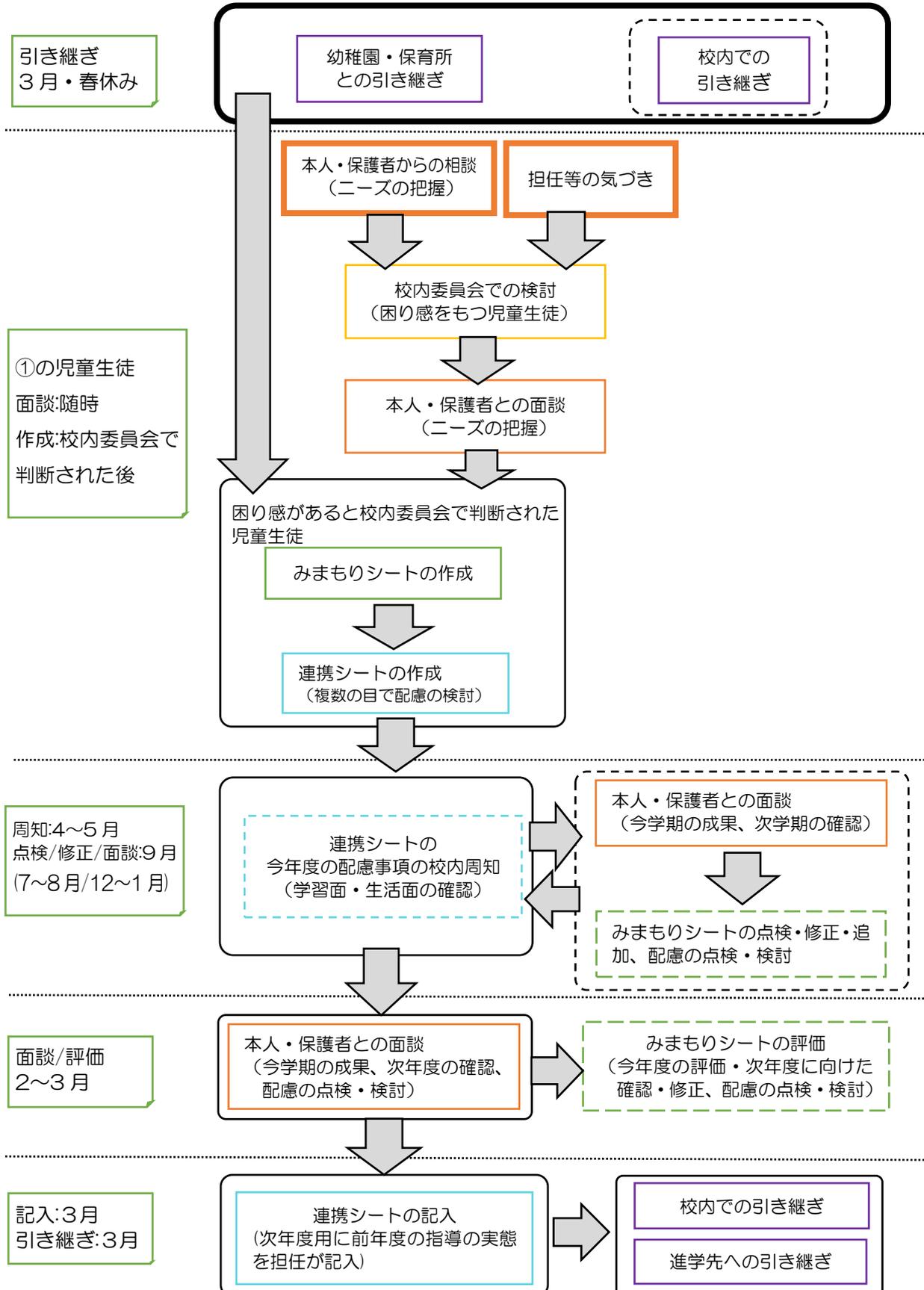


《通常学級担任》①通級（ことばの教室）利用児童
 ②医師による診断を受けて診断名が付いている児童生徒
 ③経過観察の児童生徒
 （特別支援教育コーディネーターが学級担任と協力し作成/対応）





《通常学級担任》① 困り感があると校内委員会で判断された児童生徒
 (学習面や行動面に困り感をもつ児童生徒、保護者から相談があった児童生徒)





個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用



2. 連携シートの活用

特別支援学級在籍の児童生徒だけではなく、通常学級に在籍している学習や生活、情緒的な面での困り感をもつ児童生徒も連携シートを活用する対象となります。

また連携シートの項目の特徴として、

- ① 前年度に行った合理的配慮（本人・保護者の申し出）や指導上の配慮
- ② 今年度の指導方針（学習面・生活面）
- ③ 今年度行なっていく合理的配慮や指導上の配慮

が確認でき、指導の継続化や把握、指導の統一化につながることが挙げられます。

合理的配慮や指導上の配慮を伝える時には、学校内での日常的な様子だけではなく、関係機関での様子や児童生徒の発達障がいの種類による特徴的な行動、発達検査の結果から見られる特徴などを根拠にして、教科指導や生徒指導をする際にどのような対応が望まれるかを教職員間で共通理解が図られるとより効果的なものになると考えられます。

全教職員間で共通理解が図られる場として、特別支援対象児童生徒の情報提供を行う場や、生徒指導交流会での活用も考えられます。

3. 個別の指導計画を授業や活動で活用

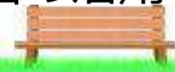
(1) 個別での授業や活動

授業内容と「個別の指導計画の目標、合理的配慮/指導上の配慮」「連携シートの配慮事項」とすり合わせをします。合理的配慮/指導上の配慮、連携シートに記載した配慮事項（特に発達検査から見える児童生徒の特徴）を押さえた上で、学習の進め方や、道具の選択を考えます。また、学習内容の定着だけではなく、自立的な要素の課題も出てきます。個別の指導計画の自立活動の欄も確認し、授業の組み立てを考える必要があります。実際に授業を行うことで、合理的配慮や指導上の配慮が正しいかを確認し、有効でなければ修正し取り組みます。効果がありそうな場合、個別の指導計画の合理的配慮/指導上の配慮を修正します。目標が高い場合は、スモールステップを目標に据えるなど、修正が必要となります。

(2) 集団での授業や活動

メインティーチャーと活動内容を確認すると同時に、「個別の指導計画の目標、合理的配慮/指導上の配慮」「連携シートの配慮事項」とすり合わせをします。児童生徒の特徴によって、活動をする際の指示の仕方、活動の進め方の変更も考えられます。また、使用する道具の調整も必要となります。集団活動によりコミュニケーション面での対応も出てきます。自立活動の目標や合理的配慮/指導上の配慮も確認し、活動の調整をする必要が出てきます。また、活動の限度（ゴール）も共通理解が必要となりますので、メインティーチャーとこの辺りも確認します。

実際に行うことで合理的配慮や指導上の配慮が正しいかを確認し、有効でなければ修正し取り組みます。効果がありそうな場合、個別の指導計画の合理的配慮や指導上の配慮を修正します。目標が高い場合は、スモールステップを目標に据えるなど、修正が必要となります。



3. 個別の指導計画を通知表として活用

《知的在籍用》例1

令和 2 年度

通知表

本校の教育目標

明日を拓く心豊かで、
たくましい生徒の育成

〇めざす生徒像

- 1 進んで学習し、知性をみがく生徒
- 2 自信や人脈を築き、心豊かな生徒
- 3 夢をかなえ、最後までやりぬく生徒

第 学年 番

生徒氏名

担任

校長

富良野市立〇〇中学校

出欠の記録						
	授業 日数	出席 日数	出席しなかった 理由		出席 日数	遅刻 早退
			病気	事故		
前期						
後期						
合計						

特別活動の記録		確認印
生徒会・学級	前 期	担任
	後 期	
部活動の記録		
特記事項		

①通知表の表紙と裏面を両面印刷し、個別の指導計画をはさめ保護者に配布する形も考えられます。

《知的在籍用》例2

行動の記録							
項 目	基本的 生活習慣	健康・ 体力の 向上	自 主・ 自 律	責 任 感	創 意・ 工 夫	思 い や り・ 協 力	公 共 心・ 公 徳 心
前期							
後期							

《行動の記録の見方》○印は満足できる状況にあることを表します。

総合的な学習の時間の記録			
観 点	①関心を持って追求できる	②積極的に解決できる	④自分の生活に生かす
	③自分の考えをまとめる		
学習の内容	学習の様子		
キャリア			
演劇			
学校農園活動			

特別の教科 道徳	
前期	
後期	

通信欄 (学校から家庭へ)	
前期	
後期	

②行動の記録などの様式を使用します。教科の所見欄は廃止し、個別の指導計画に変更します。通知表に左の様式と個別の指導計画を挟めます。上記の「道徳」「総合的な学習の時間」の評価をすでに個別の指導計画で行っている場合、斜線を引き記述しないことも考えられます。



個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用



《情緒・病弱・言語在籍用》 *例：小学校様式

氏名	学 校 名	学年	1	2	3	4	5	6
姓		年						
名		次						
姓		号						

教科	単 元	各 単 元 の 学 習 の 記 録					学年	評 定 の 取 扱 方 法	
		1	2	3	4	5		学年	学期
国	知識・技能						1		
	思考・判断・表現								
算	知識・技能						2		
	思考・判断・表現								
科	知識・技能						3		
	思考・判断・表現								
理	知識・技能						4		
	思考・判断・表現								
学	知識・技能						5		
	思考・判断・表現								
術	知識・技能						6		
	思考・判断・表現								
体	知識・技能						7		
	思考・判断・表現								
育	知識・技能						8		
	思考・判断・表現								
健	知識・技能						9		
	思考・判断・表現								
全	知識・技能						10		
	思考・判断・表現								

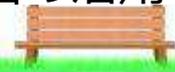
- ① 道徳の評価を活用することができます。
- ② 総合的な学習の時間の評価を活用することができます。
- ③ 自立活動の評価項目を活用できます。
- ④ 特別活動の様子や合理的配慮/指導上の配慮を指導上参考となる諸事項として活用できます。

学年	学期	単元	評価	指導上の配慮	指導上の配慮	指導上の配慮
1	1					
1	2					
2	1					
2	2					
3	1					
3	2					
4	1					
4	2					
5	1					
5	2					
6	1					
6	2					

学年	自 立 活 動 の 記 録		入学時の評価の状況
	1	2	
第1学年			
第2学年			
第3学年			

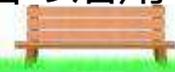
学年	自 立 活 動 の 記 録		入学時の評価の状況
	1	2	
第1学年			
第2学年			
第3学年			

学年	学期	単元	評価	指導上の配慮	指導上の配慮	指導上の配慮
1	1					
1	2					
2	1					
2	2					
3	1					
3	2					
4	1					
4	2					
5	1					
5	2					
6	1					
6	2					

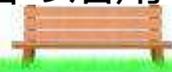


5. 各計画・シートの解説

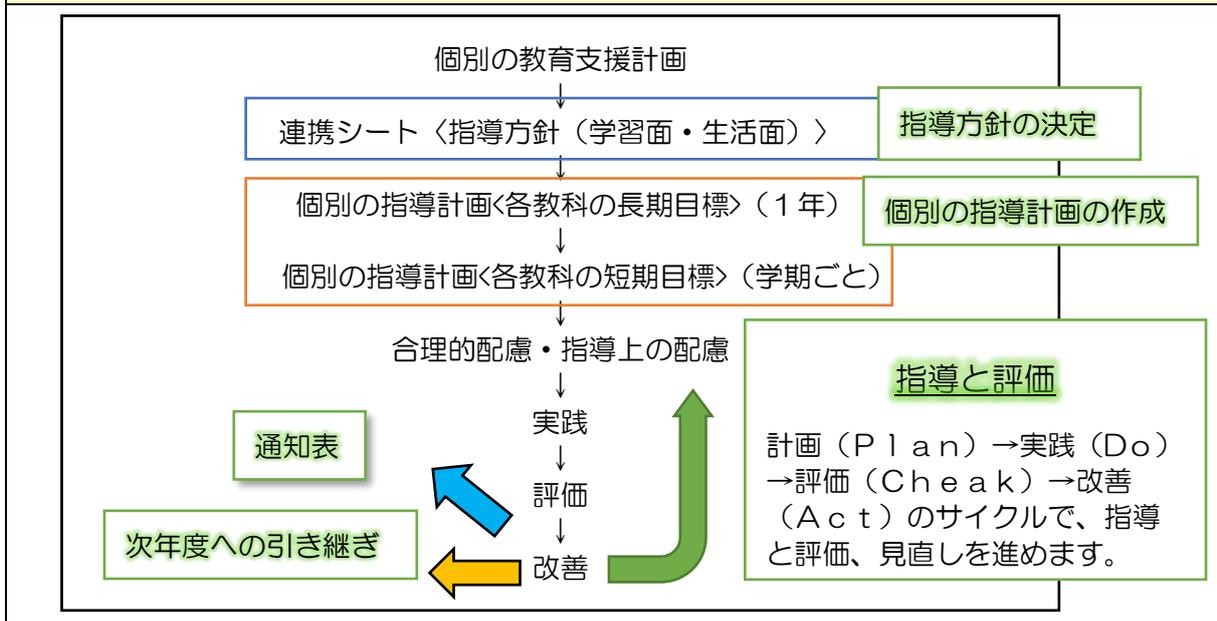
1	個別の教育支援計画はいつ作る？	<p>○小学校・中学校に入学した時や通級による指導が必要になったとき</p> <p>○関係機関と新たに連携し始めたりケース会議を行ったりした後、支援目標や支援内容、合理的配慮に修正が必要になったときや、支援目標が達成されたとき</p> <p>○保護者や本人のニーズが変更になったとき</p>
2	個別の教育支援計画は誰と連携する？	<p>○小学校～幼稚園や保育所、以下の②～⑤の引き継ぎを参考</p> <p>○中学校～小学校や以下②～④の引き継ぎを参考</p> <p><在学中の連携></p> <p>① 学校以外の機関を利用していない・・・学校、保護者</p> <p>② 療育機関(ビー玉、のーびる)を利用・・・学校、療育関係者、(保護者)</p> <p>③ 病院リハビリを利用・・・・・・・・・・学校、リハビリ担当者、(保護者)</p> <p>④ スクールカウンセラーを利用 ・・・学校、スクールカウンセラー、(保護者)</p> <p>⑤ ことばの教室(通級)を利用 ・・・学校、ことばの教室担当者、(保護者)</p>
3	保護者と関係機関との会議や情報交換はいつ行える？	<p>○保護者とは、定期的な面談を設定することができます。</p> <p>○病院リハビリでは活動を見学し、リハビリ担当から話を伺うことができます。また、教育委員会を通じて療育支援事業を活用し情報交換の機会を設けることができます。</p> <p>○スクールカウンセラーとは、保護者や児童生徒とのカウンセリング前後に時間を設定し、情報交換の機会を作っていただけます。</p> <p>○療育機関(ビー玉、のーびる)とは、通所から半年に1度のペースで担当者会議を行います。このような機会を利用することで、個別の教育支援計画の見直しや確認・学校で作成する個別の指導計画の様子を交流できます。</p> <p>○個別の教育支援計画が1枚物ですので、関係機関の役割や配慮事項、評価を見て、日常の指導の改善に生かすことができます。</p>
4	個別の教育支援計画の評価と学校の評価時期の関係とは？	<p>個別の教育支援計画は、半年に一度は面談や会議を行い、進捗状況の確認を行います。必ずしも個別の指導計画の修正時期や評価時期とは重なりません。個別の教育支援計画の課題や支援目標や合理的配慮・指導上の配慮が修正された場合、個別の指導計画に重なる部分を修正し、児童生徒の実態に即した指導計画に変更させる必要が出てきます。</p>



5	みまもりシートの役割とは？	みまもりシートは、個別の教育支援計画と同様の役割をもちます。医師の診断を受けていない学習面や行動面に困り感をもつ通常学級に在籍する児童生徒の保護者と現在の困り感や今後のサポートの仕方や内容など、共通理解を行うためのシートです。個別の教育支援計画とほぼ同じ様式にしていますので、在籍変更した際には、みまもりシートを活用し、個別の教育支援計画を作成することができます。
6	連携シートの役割とは？	連携シートは児童生徒の情報、前年度の指導実態、今年度の指導方針や配慮事項等の情報を1枚に集約した資料です。特別支援学級に関わらない教職員や他学年の教職員、授業で実際に関わる教職員や支援員等、今後、児童生徒と関わる際に活用してもらうことを狙ったシートです。
7	作成者は誰？	作成者は特別支援担任です。しかし、すべての授業を特別支援担任が担当するわけではありませんので、通常学級で指導する教職員や支援員と話し合い、長期目標や短期目標を設定や評価、合理的配慮/指導上の配慮の確認を行います。
8	個別の指導計画の各教科（活動）の目標には何を書く？	個別の指導計画は教育課程ですので、児童生徒の実態に合う学習目標を書きます。通常学級の目標と同じであれば、「通常学級の目標に準ずる」と書きます。その際、合理的な配慮や指導上の配慮が必要な場合は、それを記入します。 目標が独自のものになる場合は、その教科（活動）の目標を書きます。授業中に見られる自立的な要素の課題は、自立活動欄の中に書きます。
9	個別の指導計画はすべての項目を記入する必要がある？	知的学級在籍以外の児童生徒は教育課程上の学習内容を理解することができる場合があります。しかし、目標に到達するために必要な支援がある場合、実態に応じて配慮事項を記入することがあります。
10	個別の指導計画を通知表として活用できる？	2学期制の学校については通知表と個別の指導計画の評価時期が重なるので活用することができます。通知表と記述する項目が重複する場合は学校の実情に応じて対応してください。 3学期制の学校については、通知表を3回作成し、個別の指導計画を前期後期の2回作成する場合については、評価期間が異なりますので通知表として活用しにくい面があります。前期末に個別の指導計画の評価について保護者面談を行うなど対応をしてください。



10. 個別の指導計画の作成から活用の大まかな流れとは？



6. 引き継ぎや保護者との面談・関係機関との会議

1. 引き継ぎ

(1) 小学校から中学校への引き継ぎ

個別の教育支援計画（みまもりシート）、連携シート（6年生の担任または特別支援学級担任が書いた前年度の指導の実態）、個別の指導計画は最低限の資料として準備し、話ができる状況にしましょう。また、引き継ぎシートのような形の資料は各校で適宜準備してください。

(2) 中学校から高校への引き継ぎ

小学校から引き継いだ資料、個別の教育支援計画（みまもりシート）、連携シート（3年生の担任または特別支援学級担任が書いた前年度の指導の実態）は最低限の資料として準備し、話ができる状況にしましょう。また、引き継ぎシートのような資料は各校で適宜準備してください。

(3) 進学するとき

児童生徒が進学する前には、保護者が持っている「すくらむふらの」の情報を入学後、進学先に可能な限り提供するように伝えていきましょう。

2. 保護者との面談、関係機関との会議

保護者や関係機関との面談や会議では、立てた課題の進捗状況を話し合うため、個別の教育支援計画や学校の様子が見える個別の指導計画は最低限準備しましょう。保護者は「すくらむふらの」を持参します。

おわりに



平成 19（2007）年 4 月、我が国の障害児教育は、それまでの「特殊教育」から「特別支援教育」に転換されました。特別支援教育の推進にあたって、「理念」が次のように示されました。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

「平成19年4月特別支援教育の推進について(通知)文部科学省」

転換の背景として、児童生徒等の障がいの重度・重複化、多様化という状況の変化があり、一人一人のニーズに応じた適切な教育の実施や福祉、医療、労働等関係機関との連携が求められたということがあげられます。子どもの自立と社会参加に向けて、一人一人のニーズに合った適切な指導・支援を行うことです。それは、LD・ADHD・高機能自閉症といった知的に遅れのない発達障がいの子どもたちにも行われます。このことが、共生社会形成の基礎となるものであり、重要な意味があると述べられています。同通知において、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組として6点挙げられています。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

(1)(3)について、富良野市では100%実施されています。(2)実態把握については、入園・入学後の計画的な面談・情報共有をスムーズに行うための校園内体制を整える等、丁寧な実態把握へ少しずつ改善しつつあるところです。(4)(5)(6)については、課題が残っています。昨年度、富良野市として「個別の教育支援計画・指導計画」の様式を作成しました。今年度は、各校で実際に作成し、様式の改善や活用に向けた具体的な動きを考えていきます。「教員の専門性の向上」については、年2回の富良野市主催の研修会を実施しています。加えて日々の教材研究、授業研究、外部研修への参加等の機会を利用して、今後とも向上していけるよう努力を重ねていかなければなりません。

第3次特別支援教育マスタープランは、本通知に基づき策定され、本市における特別支援教育も大きな改善が図られました。3年間の取組から、明らかになった成果と課題を踏まえ、今回、第4次特別支援教育マスタープラン（5年間）を策定いたしました。

私たちは、合い言葉「すべては子どもたちのために すべての子どもたちのために」のもと、一人一人の子どもたちの笑顔と幸せのために、心に寄り添う優しい特別支援教育を推進していきたいと思えます。

令和3年3月

富良野市第4次特別支援教育マスタープラン編集委員会
委員長 桑原啓成（富良野市立東小学校長）

富良野市第4次特別支援教育マスタープラン編集委員会

- ◆委員長 桑原啓成 (富良野市立東小学校 校長)
- ◆副委員長 内藤晃宏 (富良野市立富良野小学校 校長)
- ◆副委員長 小林真弓 (富良野市立布部小中学校 校長)
- ◆委員 三谷海広 (富良野市立富良野小学校 教諭)
- ◆委員 梶倫之 (富良野市立扇山小学校 教諭)
- ◆委員 柞山孝則 (富良野市立烏沼小学校 教諭)
- ◆委員 渡部高士 (富良野市立富良野西中学校 教諭)
- ◆委員 久保俊輔 (富良野市立樹海中学校 教諭)
- ◆委員 奥田由紀 (保健医療課 健康推進係主査)
- ◆委員 多田牧子 (福祉課 福祉相談支援係長)
- ◆委員 木山敦子 (こども未来課 家庭児童相談員)

★表紙作成 西田朋代 (富良野市立布礼別小学校 校長)

各種相談連絡先

【富良野市内小中学校】

学校名	住所	連絡先
富良野小学校	富良野市若松町10番1号	0167-23-2114
扇山小学校	富良野市緑町8番20号	0167-22-3255
東小学校	富良野市北麻町8番1号	0167-22-4895
麓郷小中学校	富良野市字南麓郷	0167-29-2021
布部小中学校	富良野市字上五区	0167-23-5569
鳥沼小学校	富良野市字東鳥沼	0167-22-2903
布礼別小学校	富良野市字北布礼別	0167-29-2019
樹海小学校	富良野市字老節布市街	0167-27-2307
山部小学校	富良野市山部東町8番64号	0167-42-3091
富良野東中学校	富良野市瑞穂町1番30号	0167-22-2770
富良野西中学校	富良野市桂木町1番1号	0167-22-2318
樹海中学校	富良野市字東山共栄	0167-27-2107

【行政機関】

担当課	住所	連絡先
学校教育課	富良野市若松町5番10号	0167-39-2320
こども未来課	富良野市若松町5番10号	0167-39-2223
保健医療課	富良野市弥生町1番3号	0167-39-2200
福祉課	富良野市弥生町1番3号	0167-39-2211

【幼稚園・保育所】

施設名	住所	連絡先
ひまわり幼稚園	富良野市若松町1番11号	0167-22-2504
聖園幼稚園	富良野市桂木町3番73号	0167-22-2419
ルンビニ幼稚園	富良野市本町11番10号	0167-23-1303
みどり幼稚園	富良野市扇町1番1号	0167-22-2845
虹いろ保育所	富良野市幸町8番25号	0167-22-2533
山部保育所	富良野市山部北町1番57号	0167-42-2388
東山保育所	富良野市字東山市街地	0167-27-2919
あおぞら保育所	富良野市字麓郷市街地	0167-29-2003

【療育・医療機関等】

施設名	住所	連絡先
こども通園センター	富良野市末広町24番15号	0167-22-2091
すくすく	富良野市若葉町9番17号	0167-22-5615
のびる	富良野市若葉町9番17号	0167-22-5615
ピュ玉	富良野市栄町20番10号	0167-23-6689
地域生活支援センター	富良野市本町12番5号	0167-22-3933
富良野協会病院	富良野市住吉町1番30号	0167-23-2181
道立特別支援教育センター	札幌市中央区円山西町2丁目1番1号	011-612-5030
旭川児童相談所	旭川市10条通11丁目	0166-23-8195



富良野市第4次特別支援教育マスタープラン

令和3年3月発行

発行者 富良野市教育委員会